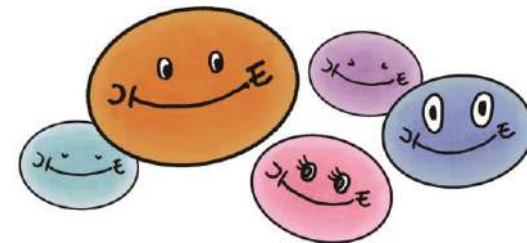


平成30年度 母子家庭の母及び父子家庭の父の 自立支援施策の実施状況



※2016年2月23日決定
「すくすくサポート・プロジェクト」のロゴマーク

令和2年1月17日

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

この文書は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)第4条に基づき、平成30年度における母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施状況を公表するものです。

目次

1. 生活の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・	3	5. 就業支援に関する施策等（雇用・就業機会の増大） ・・	39
2. 支援施策の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・	8	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)	40
ひとり親家庭等の自立支援策の体系	9	トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)	41
自立促進計画	10	たばこ事業法の許可基準の特例	42
ひとり親家庭に対する主な就業支援について	11	母子・父子福祉団体等への事業発注の推進	43
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する 特別措置法について	12	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰	44
「すくすくサポート・プロジェクト」 (すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)	13	行政機関等における母子家庭の母等の雇用促進の取組	45
3. 就業支援につながる施策等（就業相談・就職支援） ・・	15	6. 生活支援に関する施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・	46
ハローワークによる母子家庭の母等の職業紹介状況	16	ひとり親家庭等日常生活支援事業	47
マザーズハローワーク事業の概要	17	子育て短期支援事業	48
母子家庭等就業・自立支援事業	18	ひとり親家庭等生活向上事業	49
ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	24	母子世帯等の住居の状況	52
母子・父子自立支援プログラム策定事業	27	住居の安定確保	53
4. 就業支援に関する施策等（職業訓練） ・・・・・・・・	30	母子生活支援施設	54
職業訓練メニュー	31	7. 養育費の確保策 ・・・・・・・・・・・・・・・・	55
公共職業訓練の実施	32	8. 自立を促進するための経済的支援 ・・・・・・・・	59
自立支援教育訓練給付金事業	33	児童扶養手当	60
高等職業訓練促進給付金等事業	35	母子父子寡婦福祉資金貸付金	64
高等職業訓練促進資金貸付事業	37	9. 各自治体における取組状況 ・・・・・・・・	69
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	38		

1. 生活の状況

世帯構造別、世帯類型別にみた世帯数及び平均世帯人員の年次推移

年次	総数	世 帯 構 造						世 帯 類 型				平均 世帯 人員
		単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未 婚の子の みの世帯	ひとり親と 未婚の子 のみの世帯	三世代 世帯	その他の 世帯	高齢者 世帯	母子世帯	父子世帯	その他の 世帯	
	推 計 数 (単位：千世帯)						推 計 数 (単位：千世帯)				(人)	
昭和61年	37,544	6,826	5,401	15,525	1,908	5,757	2,127	2,362	600	115	34,468	3.22
平成元年	39,417	7,866	6,322	15,478	1,985	5,599	2,166	3,057	554	100	35,707	3.10
4	41,210	8,974	7,071	15,247	1,998	5,390	2,529	3,688	480	86	36,957	2.99
7	40,770	9,213	7,488	14,398	2,112	5,082	2,478	4,390	483	84	35,812	2.91
10	44,496	10,627	8,781	14,951	2,364	5,125	2,648	5,614	502	78	38,302	2.81
13	45,664	11,017	9,403	14,872	2,618	4,844	2,909	6,654	587	80	38,343	2.75
16	46,323	10,817	10,161	15,125	2,774	4,512	2,934	7,874	627	90	37,732	2.72
19	48,023	11,983	10,636	15,015	3,006	4,045	3,337	9,009	717	100	38,197	2.63
22	48,638	12,386	10,994	14,922	3,180	3,835	3,320	10,207	708	77	37,646	2.59
25	50,112	13,285	11,644	14,899	3,621	3,329	3,334	11,614	821	91	37,586	2.51
26	50,431	13,662	11,748	14,546	3,576	3,464	3,435	12,214	732	101	37,384	2.49
27	50,361	13,517	11,872	14,820	3,624	3,264	3,265	12,714	793	78	36,777	2.49
28	49,945	13,434	11,850	14,744	3,640	2,947	3,330	13,271	712	91	35,871	2.47
29	50,425	13,613	12,096	14,891	3,645	2,910	3,270	13,223	767	97	36,338	2.47
30	50,991	14,125	12,270	14,851	3,683	2,720	3,342	14,063	662	82	36,184	2.44

※ 資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」。平成7年の数値は兵庫県を除く。平成28年の数値は熊本県を除く。

※ 「母子（父子）世帯数」の数値は、死別・離別・その他の理由で、現に配偶者のいない65歳未満の女（男）と20歳未満のその子のみで構成している世帯数

母子世帯・父子世帯の世帯数の推移

(単位：世帯)

	平成2年調査	平成7年調査	平成12年調査	平成17年調査	平成22年調査	平成27年調査
母子世帯	551,977	529,631	625,904	749,048	755,972	754,724
父子世帯	101,705	88,081	87,373	92,285	88,689	84,003

※ 国勢調査（各年10月1日現在）による。

※ 「母子（父子）世帯数」の数字は、「未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯（他の世帯員がいないもの）」の世帯数

所得の種類別一世帯当たり平均所得金額

(単位：万円)

	総所得	稼働所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得	世帯人員1人 当たり平均所 得金額
母子世帯	282.9	234.1	7.3	—	39.6	1.9	107.3
児童のいる世帯	743.6	682.6	29.4	9.1	18.5	4.0	180.7
全世帯	551.6	405.0	112.0	17.3	6.1	11.2	222.1
高齢者世帯	334.9	85.1	204.5	26.7	2.6	16.1	213.8

資料：厚生労働省「平成30年国民生活基礎調査」

(注) 所得は、平成29年1年間の所得である。

平成27年における年間就労収入の分布について（母又は父自身の就労収入）

(単位：%)

	100万円未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円以上	平均年間 就労収入
母子世帯	22.3 (28.6)	35.8 (35.4)	21.9 (20.5)	10.7 (8.7)	9.2 (6.8)	200万円 (181万円)
父子世帯	8.2 (9.5)	11.7 (12.6)	15.3 (21.5)	24.9 (18.8)	39.9 (37.7)	398万円 (360万円)

資料：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

※ () 内の数値は、平成22年における年間就労収入の分布

母子家庭・父子家庭の現状

		母子世帯	父子世帯
1	世帯数（推計値）	1 2 3 . 2 万世帯	1 8 . 7 万世帯
2	ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9 . 5 % 死別 8 . 0 %	離婚 7 5 . 6 % 死別 1 9 . 0 %
3	就業状況	8 1 . 8 %	8 5 . 4 %
	うち 正規の職員・従業員	4 4 . 2 %	6 8 . 2 %
	うち 自営業	3 . 4 %	1 8 . 2 %
	うち パート・アルバイト等	4 3 . 8 %	6 . 4 %
4	平均年間収入（母又は父自身の収入）	2 4 3 万円	4 2 0 万円
5	平均年間就労収入（母又は父自身の就労収入）	2 0 0 万円	3 9 8 万円
6	平均年間収入（同居親族を含む世帯全員の収入）	3 4 8 万円	5 7 3 万円

資料：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

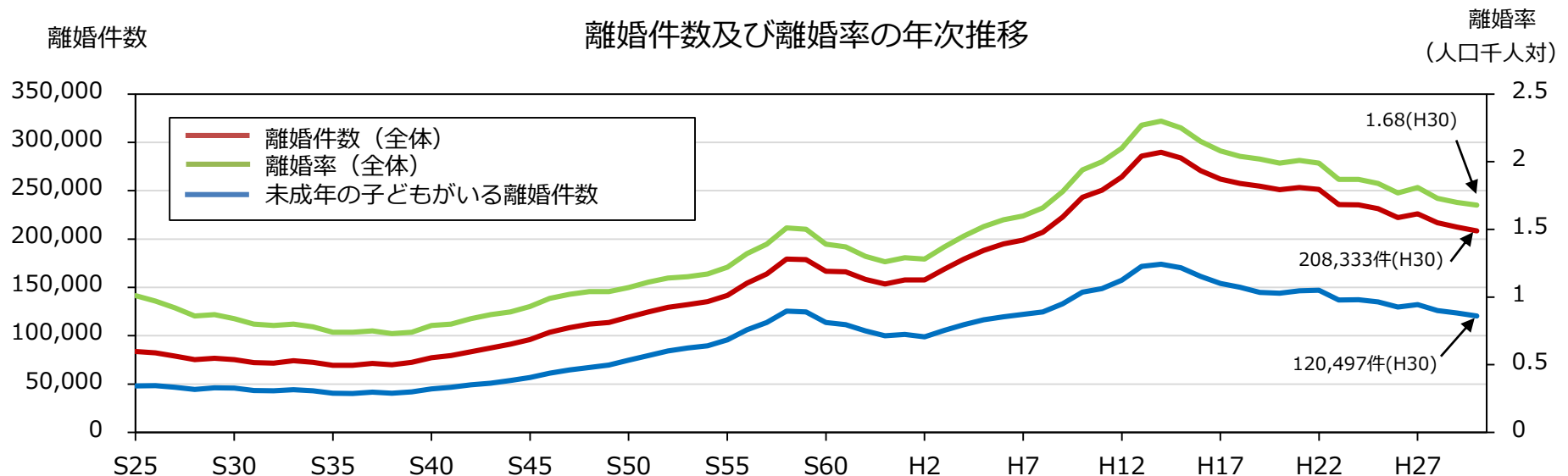
※ 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

※ 母子のみにより構成される母子世帯数は約75万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約8万世帯。（平成27年国勢調査）

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入。

母子家庭と父子家庭の現状

- 母子のみにより構成される母子世帯数は約75万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約8万世帯（平成27年国勢調査）
- 母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約123万世帯、父子世帯数は約19万世帯（平成28年度全国ひとり親世帯等調査による推計）
- 児童扶養手当受給者数は94.1（概数値）万人（平成30年度末時点、福祉行政報告例）
- 母子世帯になった理由は、離婚が79.5%と最も多く、次いで未婚の母8.7%、死別8.0%となっている。
父子世帯になった理由は、離婚が75.6%と最も多く、次いで死別が19.0%となっている。
※昭和58年では母子世帯で離婚約5割、死別約4割、父子世帯で離婚約5割、死別約4割
- 離婚件数は約20万8千件（平成30年人口動態統計（確定数））
従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。
うち、未成年の子どもがいる離婚件数は約12万件で、全体の57.8%となっている。
- 離婚率（人口千対）は1.68（平成30年人口動態統計（確定数））。韓国2.1（2017年）、アメリカ2.9（2017年）、フランス1.9（2016年）、ドイツ1.9（2017年）、スウェーデン2.4（2017年）、イギリス1.8（2016年）より低く、イタリア1.5（2017年）よりは高い水準（OECD Family database）。



2. 支援施策の体系

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。

自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- 子どもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦の自立支援施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項や、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援などの講ずべき具体的な措置に関する事項等、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。

※平成26年10月1日に「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」に改称。

<自立促進計画の策定状況>

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成25年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	28か所 (66.7%)	185か所 (23.4%)	280か所 (31.1%)
平成26年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	29か所 (67.4%)	180か所 (22.7%)	276か所 (30.6%)
平成27年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	30か所 (66.6%)	197か所 (24.9%)	294か所 (32.6%)
平成28年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	31か所 (64.6%)	195か所 (24.7%)	293か所 (32.4%)
平成29年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	31か所 (64.6%)	214か所 (27.1%)	312か所 (34.5%)
平成30年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	34か所 (63.0%)	205か所 (26.1%)	306か所 (33.8%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注) ()内は都道府県、市等における実施割合

ひとり親家庭に対する主な就業支援について(令和元年度)

就業相談・職業紹介等

ハローワークにおける職業紹介等

- 就職支援ナビゲーター等による個別支援
- トライアル雇用の活用
- 公的職業訓練の受講あっせん

マザーズハローワーク事業 (202箇所※令和元年度新設箇所含む。)

- 母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付きセミナーの開催
- 公的職業訓練の受講あっせん

ハローワークに人材確保対策コーナーを設置 (94箇所※令和元年度新設箇所含む。)

- 福祉分野(介護・医療・保育)等を含めた人材不足分野について担当者制も活用した職業相談・職業紹介
- 同コーナーを設置していないハローワークにおいても、求人情報の提供や必要に応じて人材確保対策コーナーの利用勧奨等を実施。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

- 就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施
- 就業準備に関するセミナー等の開催
- 養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施
- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供
- 自営型の在宅就業を希望するひとり親家庭の親が、業務を行いながら独り立ちに向けたノウハウを蓄積できるよう、在宅就業コーディネーターによる支援を実施

被保護者就労支援事業

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施。

被保護者就労準備支援事業

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施。

母子・父子自立支援プログラム策定事業

- 個々の母子家庭及び父子家庭の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定、また、必要に応じてプログラムで策定した目標を達成した後もアフターケアを実施することにより、きめ細かな自立支援を行う。

職業訓練等

国及び都道府県が行う公共職業訓練

- 託児サービスを付加した訓練コースを実施
- 訓練受講生のうち、自立支援プログラムの対象者に対し、ビジネスマナーや職業適性検査等の準備講習を付加した訓練コースを実施
- 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施
- 短時間訓練コースやeラーニングコースを実施

給付金等

職業転換給付金 (訓練手当、職場適応訓練費)

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父になって3年以内に安定所に出席して求職の申込みをした場合に、その求職期間中に安定所長の指示により職業訓練を受ける者等に支給

高等職業訓練促進給付金等事業

- 1年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給
 - ・支給額
市町村民非課税世帯月額：100,000円
〃 課税世帯月額：70,500円
(課程修了までの最後の12か月は4万円加算)
 - ・支給期間
修学する期間の全期間(上限4年)

高等職業訓練促進資金貸付事業

- 高等職業訓練促進給付金を受給する者に対して、入学準備金(50万円)及び就職準備金(20万円)を貸付。5年間就業を継続した場合、返還免除とする。

自立支援教育訓練給付金事業

- 教育訓練講座修了後に受講費用の60%を支給(上限、修学年数×20万円、最大80万円)

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

- 高卒認定試験合格のための講座修了後に受講費用の20%を支給
- 高卒認定試験に合格した場合に受講費用の40%を支給(最大、受講費用の6割を支給(上限15万円))

母子父子寡婦福祉付金

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け(平成26年10月1日から父子家庭を対象)

求職者支援制度

- 雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の実施
- 求職者支援訓練において、託児サービスを付加した訓練コースや短時間訓練コースを実施
- 職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】
(受講手当10万円、通所手当、寄滞手当)※一定の支給要件あり

雇用保険給付(被保険者)

基本手当

- 雇用保険被保険者が失業した場合に、一定の要件の下基本手当を支給
- 公共職業安定所の指示により、公共職業訓練を受講する場合に、訓練終了までの間、所定給付日数を超えて基本手当を支給

教育訓練給付

- 一般教育訓練を受講修了した場合に、訓練経費の20%を支給
- 特定一般教育訓練を受講修了した場合に、訓練経費の40%を支給(令和元年10月1日制度開始)
- 専門実践教育訓練を受講した場合に、修了する見込みで受講している方と修了した方に、6か月ごとに訓練経費の50%を支給
受講修了し、資格取得等を行い、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合等に、訓練経費の20%を追加支給

母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援 (助成金)

特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により雇い入れた事業主に対し、賃金相当額の一部を助成

トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により試行雇用(原則3か月)した事業主に対して月額最大5万円を支給

キャリアアップ助成金

- 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者(正規雇用労働者以外の無期雇用労働者を含む。)の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成
 - ①正社員化コース ②賃金規定等改定コース ③健康診断制度コース
 - ④賃金規定等共通化コース ⑤諸手当制度共通化コース
 - ⑥選択的適用拡大導入時処遇改善コース ⑦短時間労働者労働時間延長コース
- ※事業主が母子家庭の母等又は父子家庭の父の有期契約労働者等に対して、①の取組を実施した場合、一定額を支給額に上乗せする。

両立支援等助成金

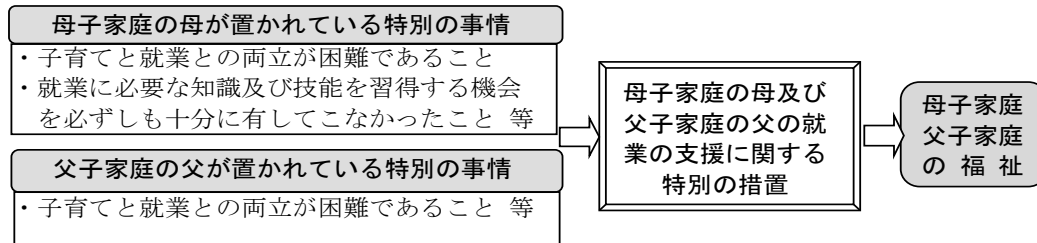
- 仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給
 - 出生時両立支援コース
 - 介護離職防止支援コース
 - 育児休業等支援コース
 - 再雇用者評価処遇コース
 - 事業所内保育施設コース

※黒地に白抜の事項が母子家庭等に係る特別対策

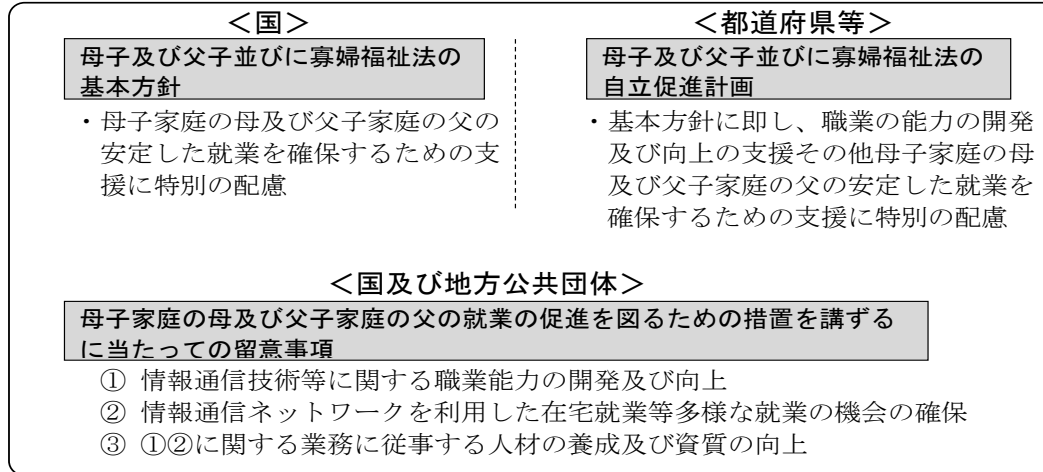
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

成立日 平成24年9月7日
公布日 平成24年9月14日
施行日 平成25年3月1日

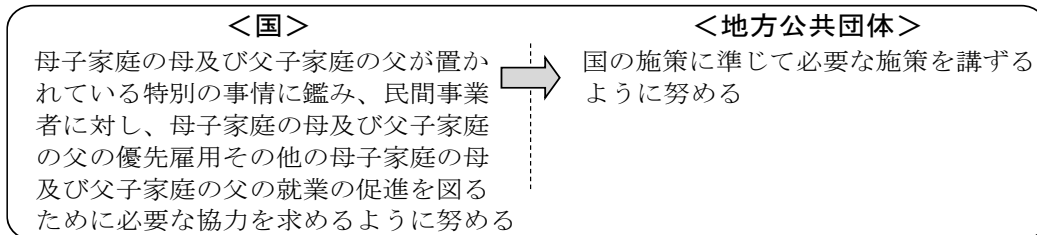
1. 目的



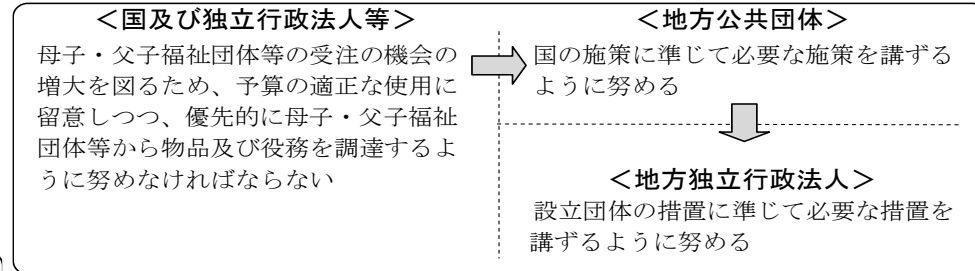
2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実



3. 民間事業者に対する協力の要請



4. 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力



5. 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置等を講ずるように努めなければならない

6. その他

- ・ この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
- ・ その他所要の規定の整備を行う

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

平成27年8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト

- 就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
 - 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築
- 【主な内容】
- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
 - ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
 - ◇親の資格取得の支援の充実
 - ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。
- 【主な内容】
- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
 - ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
 - ◇里親委託等の家庭的養護の推進
 - ◇退所児童等のアフターケア など

平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。
引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定(平成28年2月23日)

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（全体像）

支援につながる

自治体窓口ワンストップ化の推進

- ワンストップ相談体制整備
- 窓口の愛称・ロゴマークの設定
- 相談窓口への誘導強化
- 携帯メールによる双方型支援
- 集中相談体制の整備 等

生活を応援

1 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

2 児童扶養手当の機能の充実

- 第2子・第3子加算額を倍増

3 養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談
- 離婚届書等の交付時に養育費の合意書ひな形も同時交付
- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討 等

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

- 利率の引き下げ

5 保育所等利用における負担軽減

- 年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減

学びを応援

1 教育費の負担軽減の推進

- 幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進
- 高校生等奨学給付金事業の充実
- 大学等奨学金事業の充実 等

2 子供の学習支援の充実

- 高等学校卒業認定試験合格事業の対象追加
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実
- 地域未来塾の拡充
- 官民協働学習支援プラットフォームの構築 等

3 学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応

- SSWの配置拡充
- 訪問型家庭教育支援の推進 等

社会全体で応援

1 子供の未来応援国民運動の推進

- 支援情報ポータルサイトの準備 等

2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

- 「地域応援子供の未来応援交付金」創設

仕事を応援

1 就職に有利な資格の取得の促進

- 高等職業訓練促進給付金の充実
- 高等職業訓練促進資金貸付事業創設
- 自立支援教育訓練給付金の充実 等

2 ひとり親家庭の就労支援

- 出張ハローワークの実施
- マザーズハローワークでの支援
- 企業への助成金の活用・拡充 等

3 ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- 求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コース等の創設
- 職業訓練におけるeラーニング
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進 等

住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保支援

- 公的賃貸住宅等における居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援 等

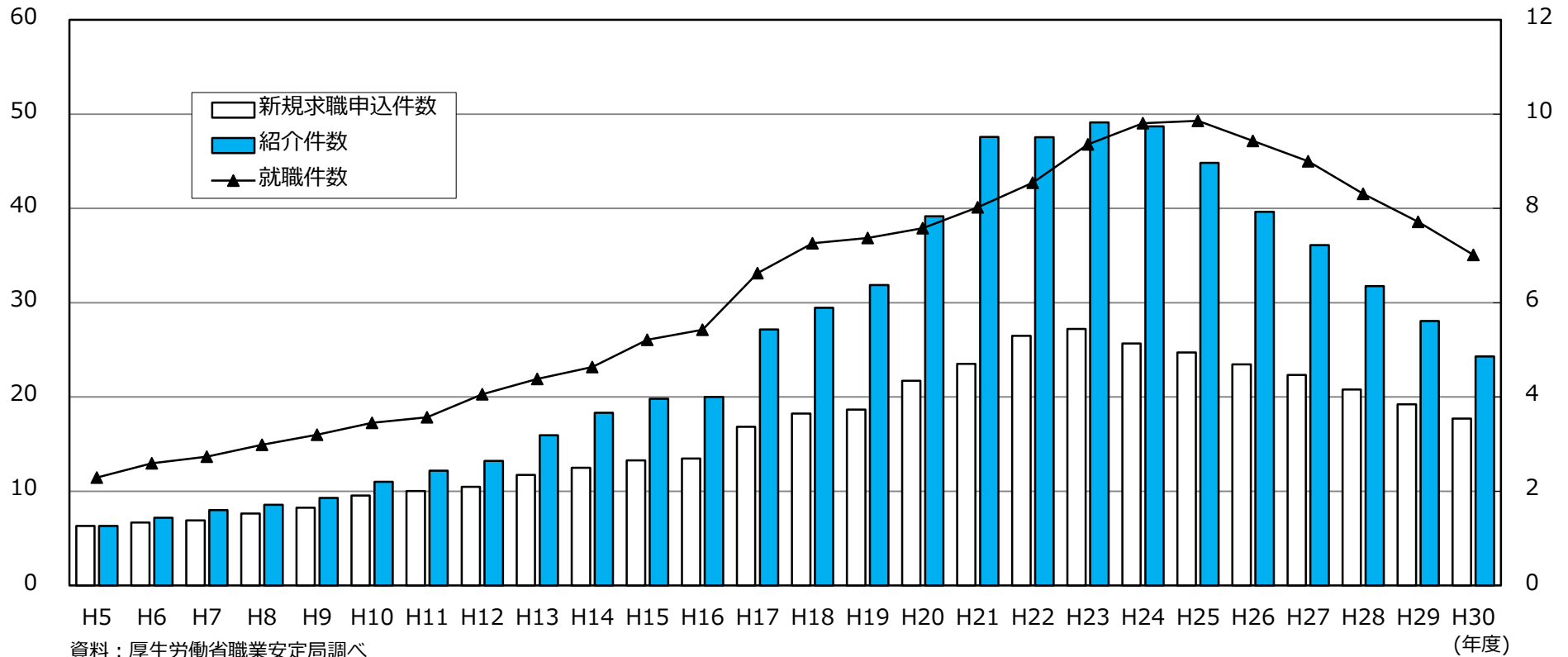
3. 就業支援につながる施策等

(就業相談・就職支援)

ハローワークによる母子家庭の母等の職業紹介状況

新規求職申込・
紹介件数(万件)

就職件数(万件)



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規求職申込み件数	256,719件	247,033件	234,497件	223,195件	207,820件	192,277件	176,954件
紹介件数	487,183件	448,379件	396,341件	361,077件	317,449件	280,584件	242,952件
就職件数	98,077件	98,597件	94,316件	90,018件	83,100件	77,134件	70,127件

資料：厚生労働省職業安定局調べ

マザーズハローワーク事業の概要

概 要

マザーズハローワーク（平成18年度より設置）

- ・全国21箇所（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、渋谷区、荒川区、立川市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市）に設置。
- ・子育て女性等（※）に対する再就職支援を実施するハローワーク。
- ※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズコーナー（平成19年度より設置）

- ・マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等地域の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」（181箇所）を設置。

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等

個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介・公的職業訓練のあっせん、再就職に資する各種セミナーの実施等総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や、求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓をするとともに、メール配信等により、事業所情報を提供

○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保
- ・ 相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規求職申込み件数	210,508件	219,085件	220,740件	220,843件	219,683件	214,497件
（担当者制による就職支援対象者数）	62,720件	71,560件	73,918件	76,001件	75,085件	75,261件
就職件数	72,050件	76,119件	75,297件	73,776件	72,659件	68,693件

※マザーズハローワーク事業実績

母子家庭等就業・自立支援事業

事業内容

※平成15年度から実施

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。

都道府県・指定都市・中核市

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

支援メニュー

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施 等

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供
- ・電子メール相談 等

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施
- ・養育費相談の実施 等

在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援 等

面会交流支援事業

- ・面会交流援助の実施 等

相談関係職員研修支援事業

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援 等

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施 等

一般市・福祉事務所設置町村

(2) 一般市等就業・自立支援事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の8つの支援メニューの中から、地域の実情に応じ適切な支援メニューを選択して実施

※ 面会交流支援事業については、平成28年度から般市等就業・自立支援事業のメニューに追加。

- ・「地域生活支援事業」を「養育費等支援事業」と改称し、弁護士による離婚前を含めた養育費確保のための法律相談などを実施する。（平成28年度から）
- ・「管内自治体・福祉事務所支援事業」を「相談関係職員研修支援事業」と改称。（平成28年度から）

母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成15年度	39か所 (83.0%)	8か所 (61.5%)	11か所 (31.4%)	58か所 (61.1%)
平成25年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	41か所 (97.6%)	108か所 (99.1%)
平成26年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	43か所 (100.0%)	110か所 (100.0%)
平成27年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	44か所 (97.8%)	111か所 (99.1%)
平成28年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	45か所 (93.8%)	112か所 (97.4%)
平成29年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	45か所 (93.8%)	112か所 (97.4%)
平成30年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	49か所 (90.7%)	116か所 (95.9%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注) ()内は都道府県、市における実施割合

就業相談の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性等を踏まえ、就業への意欲形成等について助言を行うとともに、求人情報等を提供している。

また、就業に係る巡回相談を行うとともに、地域の企業に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を得つつ、求人を開拓する就業促進活動を行っている。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	相談件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	14,585件	1,262件	420件	822件	20件
平成25年度	83,581件	5,575件	2,505件	2,957件	113件
平成26年度	77,568件	5,489件	2,767件	2,536件	186件
平成27年度	79,852件	5,523件	2,897件	2,550件	76件
平成28年度	78,848件	4,951件	2,458件	2,403件	90件
平成29年度	75,537件	5,412件	2,552件	2,813件	47件
平成30年度	75,918件	4,227件	2,207件	1,947件	73件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

就業支援講習会の実施状況（母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー）

母子家庭の母等については、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い仕事に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など、様々なニーズがあると考えられる。

このような様々なニーズに応じて仕事に結びつく可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会を開催している。平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	受講者数 (延べ数)	就業実績（延べ数）			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	15,504件	757件	216件	415件	126件
平成25年度	21,880件	1,392件	551件	698件	143件
平成26年度	30,400件	1,636件	600件	953件	83件
平成27年度	37,177件	1,714件	707件	903件	104件
平成28年度	32,168件	1,582件	650件	855件	77件
平成29年度	28,072件	1,914件	834件	900件	180件
平成30年度	22,486件	1,905件	778件	999件	128件

※ 1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

就業情報提供事業の実施状況（母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー）

就業支援講習会の修了者等の求職活動を支援するため、ハローワーク等の職業紹介機関と連携しつつ、母子家庭等就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メールによる相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行っている。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	情報提供件数 (延べ数)	就業実績（延べ数）			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	7,256件	653件	207件	415件	31件
平成25年度	94,217件	4,338件	2,065件	2,196件	77件
平成26年度	96,484件	4,045件	2,190件	1,807件	48件
平成27年度	102,120件	4,305件	2,395件	1,872件	38件
平成28年度	112,918件	3,496件	1,831件	1,643件	22件
平成29年度	102,539件	3,972件	2,179件	1,729件	64件
平成30年度	107,528件	3,045件	1,614件	1,407件	24件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

養育費等支援事業の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

※平成27年度以前は「母子家庭等地域生活支援事業」として実施。

母子家庭の母等の養育費の確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払の履行・強制執行に関する法律相談を実施するほか、養育費に関する専門知識を有する相談員による相談や情報提供、母子家庭の母等が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援のほか、講習会などを実施する。また、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化するため、相談指導等の生活支援を継続的に行う。

平成28年度より「養育費等支援事業」に名称変更し、弁護士による法律相談等、養育費確保のための支援を強化した。

<養育費等支援事業による相談(延べ)件数>

		総数	相談内容						家庭裁判所等 への同行支援 及び書類作成 支援
			離婚・親権	養育費の取り 決め方法	面会交流	支払の履行・ 強制執行	子育て・ 生活関連	その他	
平成28年度	養育費専門相談員	5,716件	1,431件	2,338件	613件	498件	—	2,594件	62件
平成29年度	総数	10,618件	3,319件	2,906件	1,046件	726件	2,306件	4,205件	70件
	うち養育費 専門相談員	5,724件	1,424件	1,972件	620件	492件	1,290件	2,257件	63件
	うち弁護士	2,934件	1,415件	1,149件	292件	179件	450件	1,214件	9件
平成30年度	総数	12,815件	4,157件	4,272件	1,588件	938件	1,936件	3,778件	86件
	うち養育費 専門相談員	6,333件	1,742件	2,271件	930件	572件	1,063件	1,240件	49件
	うち弁護士	4,611件	1,981件	1,642件	367件	282件	385件	1,867件	35件

※同一の者が、一度に複数の内容について相談を行った場合は、相談延べ件数総数欄に1件、該当するそれぞれの区分に1件を計上している。

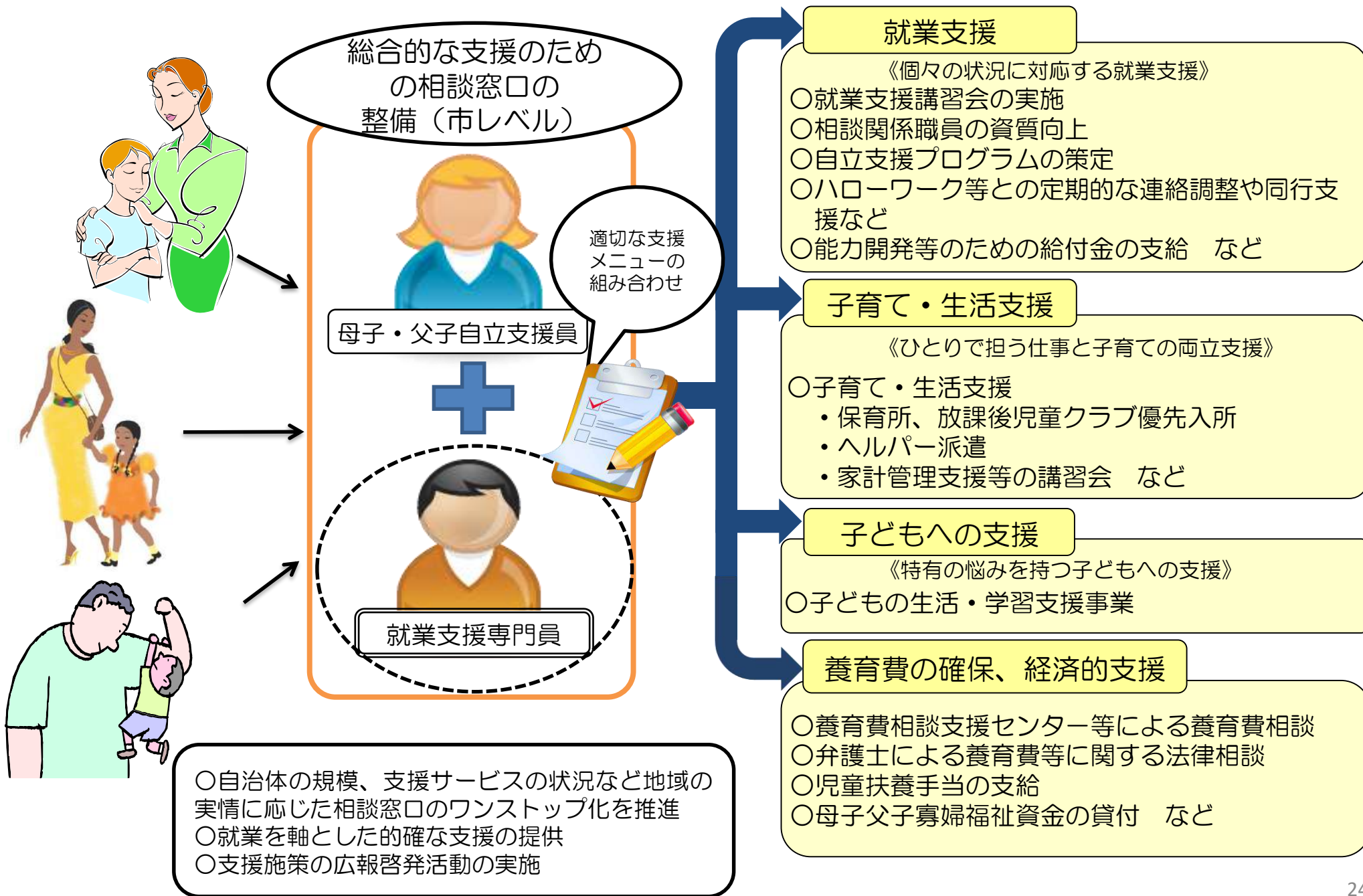
※平成28年度は養育費専門相談員の相談実績のみ把握。平成29、30年度は、養育費等支援事業における相談(延べ)件数を計上。

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(参考) 平成27年度以前の母子家庭等地域生活支援事業の実績

	相談延べ件数 総数	相談内容					
		離婚前の相談	養育費関係 の相談	法律問題		子育て・生活 支援	その他
				経済的相談	その他		
平成15年度	2,585件	—	577件	678件	746件	263件	321件
平成25年度	4,484件	1,522件	1,303件	711件	808件	1,084件	408件
平成26年度	3,603件	1,008件	1,150件	753件	844件	918件	372件
平成27年度	3,837件	1,141件	1,124件	775件	689件	1,001件	434件

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業



母子・父子自立支援員の配置

母子・父子自立支援員は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、自立に向けた総合的支援を行う者である。

※平成26年10月1日に「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改称。

母子・父子自立支援員の配置状況

	母子・父子自立支援員		
	常勤	非常勤	計
平成15年度	381名	962名	1,343名
平成25年度	427名	1,217名	1,644名
平成26年度	416名	1,248名	1,664名
平成27年度	466名	1,244名	1,710名
平成28年度	470名	1,242名	1,712名
平成29年度	520名	1,244名	1,764名
平成30年度	494名	1,268名	1,762名

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ（注）各年度末現在。

平成30年度相談件数

		生活 一般	再掲			児童	経済的支 援・生活 援護	再掲		その他	合計
			うち 就労	うち配偶 者等の暴 力	うち養育費			うち福祉 資金	うち児童 扶養手当		
母子・ 寡婦	件数	196,979	73,809	13,767	8,512	67,488	408,457	240,583	114,795	21,717	694,641
	割合	28.4%	10.6%	2.0%	1.2%	9.7%	58.8%	34.6%	16.5%	3.1%	100.0%
父子	件数	5,290	1,191	133	246	4,025	10,816	5,038	3,914	402	20,533
	割合	25.8%	5.8%	0.6%	1.2%	19.6%	52.7%	24.5%	19.1%	2.0%	100.0%
合計	件数	202,269	75,000	13,900	8,758	71,513	419,273	245,621	118,709	22,119	715,174
	割合	28.3%	10.5%	1.9%	1.2%	10.0%	58.6%	34.3%	16.6%	3.1%	100.0%

就業支援専門員の配置

地方自治体の相談窓口に母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員のその他の専門性を高めることにより、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な相談支援を実施する。

平成26年度より、都道府県、市、福祉事務所設置町村を実施主体として実施しており、平成30年度は全国41自治体で実施した。

就業支援専門員の配置状況

	就業支援専門員		就業支援専門員
	計		計
平成26年度	22名	平成30年度	74名
平成27年度	36名		
平成28年度	52名		
平成29年度	61名		

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ（注）各年度末現在。

相談実績

	就業相談員の相談件数 (延べ数)		就業相談員の相談件数 (延べ数)
平成26年度	4,580件	平成30年度	26,169件
平成27年度	8,456件		
平成28年度	12,553件		
平成29年度	19,091件		

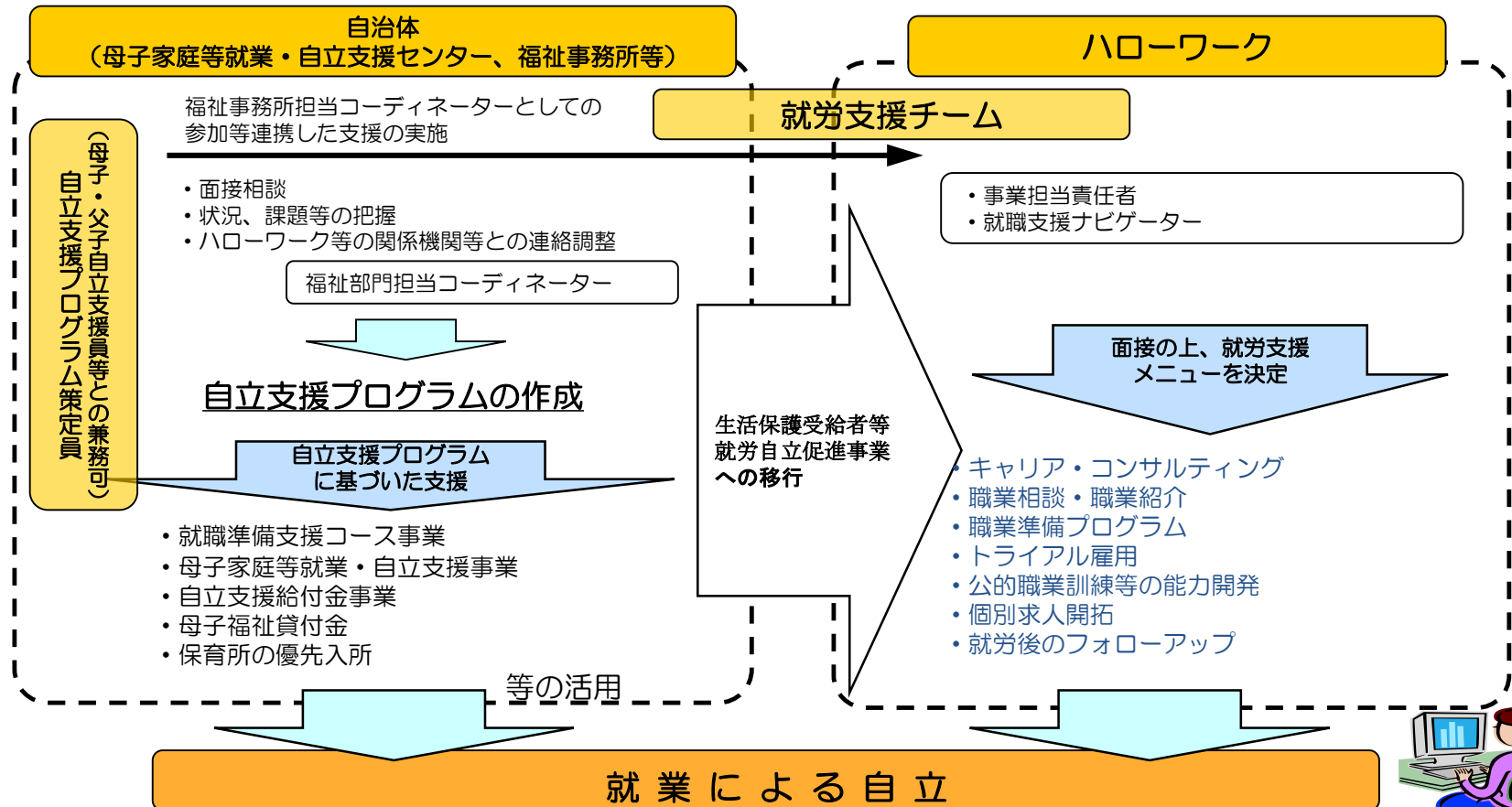
出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

母子・父子自立支援プログラム策定事業

福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、自立促進を図る母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施している。

また、母子・父子自立支援プログラムの一環としてハローワークに就労支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等の応じたきめ細かな就労支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進」支援事業を実施している。

児童扶養手当受給者等



母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度	27か所 (57.4%)	12か所 (80.0%)	14か所 (37.8%)	152か所 (20.0%)	205か所 (23.8%)
平成25年度	41か所 (87.2%)	20か所 (100.0%)	39か所 (92.9%)	465か所 (58.7%)	565か所 (62.7%)
平成26年度	41か所 (87.2%)	20か所 (100.0%)	36か所 (83.7%)	504か所 (63.6%)	601か所 (66.6%)
平成27年度	42か所 (89.4%)	20か所 (100.0%)	36か所 (80.0%)	503か所 (63.6%)	601か所 (66.6%)
平成28年度	42か所 (89.4%)	20か所 (100.0%)	41か所 (85.4%)	476か所 (60.3%)	579か所 (64.0%)
平成29年度	41か所 (87.2%)	20か所 (100.0%)	41か所 (85.4%)	480か所 (60.8%)	582か所 (64.4%)
平成30年度	41か所 (87.2%)	20か所 (100.0%)	46か所 (85.2%)	475か所 (60.6%)	582か所 (64.3%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注1) ()内は都道府県、市における実施割合。

(注2) 「一般市等」とは、市（指定都市及び中核市を除く。）、特別区及び福祉事務所設置町村のことである（以下同じ）。

母子・父子自立支援プログラム策定事業の実績

	自立支援計画書 策定件数	就業実績（延べ数）			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成18年度	2,707件	1,590件	747件	788件	55件
平成25年度	7,175件	4,437件	1,806件	2,269件	362件
平成26年度	7,104件	4,250件	1,864件	2,112件	274件
平成27年度	7,179件	4,127件	1,923件	1,992件	212件
平成28年度	6,970件	3,658件	1,619件	1,854件	185件
平成29年度	6,702件	3,779件	1,717件	1,798件	264件
平成30年度	6,195件	3,500件	1,554件	1,760件	186件

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

生活保護受給者等就労自立促進事業の実施状況

	①支援対象者		②就職件数		③就職率 (②／①)	
	全体	うち児童扶養手当 受給者	全体	うち児童扶養手当 受給者	全体	うち児童扶養手当 受給者
平成25年度	88,576	22,624	54,244	14,705	61.2%	65.0%
平成26年度	108,910	29,575	69,538	19,727	63.8%	66.7%
平成27年度	121,324	34,469	79,906	23,515	65.9%	68.2%
平成28年度	123,400	35,443	81,885	23,800	66.4%	67.2%
平成29年度	116,224	33,663	77,841	22,726	67.0%	67.5%
平成30年度	116,700	35,584	77,866	24,151	66.7%	67.9%

資料：厚生労働省職業安定局調べ
※平成24年度は「福祉から就労」支援事業の実績である。

4. 就業支援に関する施策等

(職業訓練)

母子家庭の母等

訓練受講を支援する施策

働いているひと

雇用保険加入者

雇用保険非加入者

(週20時間未満の短時間労働者など)

働いていないひと

雇用保険受給資格者(離職者など)

雇用保険受給資格者以外

(専業主婦だった者など)

教育訓練給付金

厚生労働大臣が指定する講座を受講し、修了等した場合、受講費用の最大60%(平成30年1月から最大70%)を支給(上限年間48万円(平成30年1月から最大56万円))※働いていないひとも含む

自立支援教育訓練給付金

地方公共団体指定の講座修了後に受講費用の60%を支給(上限、修学年数×20万円、最大80万円)
※働いていない人も含む

雇用保険の基本手当

公共職業訓練等の全期間中支給
日額:2,000~8,335円
※令和元年8月1日 以降の適用額

訓練手当(職業転換給付金)

職業訓練の全期間中支給
日額:3,530~4,310円
※他に通所手当等あり

職業訓練受講給付金

求職者支援訓練等の受講期間中の受講手当(月10万円)、通所手当及び寄宿手当(いずれも所定額)を支給
※一定の要件あり

母子家庭の母等の特別対策

高等職業訓練促進給付金

1年以上養成機関で修学する場合に、修業期間(上限4年)について生活費を支給。
月額:100,000円
(市町村民税非課税世帯の場合)
課程修了までの最後の1年は4万円加算

<対象資格>
都道府県等の長が地域の実情に応じて定めるもの
(例)看護師、理学療法士、作業療法士等

母子父子寡婦福祉貸付金

無利子で貸付(保証人有り)

生活資金:
月額:141,000円
貸付期間:5年以内
償還期限:20年以内

技能修得資金:
月額68,000円
貸付期間:5年以内
償還期限:20年以内

公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の職業能力を開発し、就職を支援するため、訓練の受講を希望し、本人の職業能力・求職条件等から受講の必要性が高い者に対し無料の公共職業訓練の受講をあっせんしている。

なお、雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母等が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合には、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、訓練手当が支給される。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づく訓練手当の支給人数
(雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母等が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給件数	652件	618件	582件	452件	363件	281件

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立を促進するため、母子家庭の母及び父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付事業を実施している。

①雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない場合：受講料の6割相当額、上限20万円(12千円を超えない場合は支給しない。)

②雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる場合：①に定める額から教育訓練給付金（受講料の2割相当額。）の額を差し引いた額(12千円を超えない場合は支給しない。)

平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施している。

実施主体は、地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座に加え、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることができることになっている。

自立支援教育訓練給付金事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所(74.5%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	116か所(17.6%)	158か所(21.0%)
平成25年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	42か所(100.0%)	732か所(92.4%)	841か所(93.3%)
平成26年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	43か所(100.0%)	738か所(93.1%)	848か所(93.9%)
平成27年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	45か所(100.0%)	737か所(93.2%)	849か所(94.0%)
平成28年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	48か所(100.0%)	737か所(93.4%)	852か所(94.2%)
平成29年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	48か所(100.0%)	739か所(93.7%)	854か所(94.5%)
平成30年度	47か所(100.0%)※	20か所(100.0%)	54か所(100.0%)	740か所(94.4%)	861か所(95.1%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

自立支援教育訓練給付金事業の実績

<支給実績等>

	事前相談件数	受講開始件数	支給件数
平成15年度	1,569件	483件	186件
平成25年度	3,068件	1,253件	1,004件
平成26年度	2,660件	928件	647件
平成27年度	2,970件	936件	641件
平成28年度	3,352件	1,196件	816件
平成29年度	5,224件	2,936件	1,965件
平成30年度	5,982件	3,493件	2,591件

<就業実績>

	総数			
		常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	89件	27件	57件	5件
平成25年度	675件	215件	430件	30件
平成26年度	488件	186件	281件	21件
平成27年度	513件	189件	313件	11件
平成28年度	637件	244件	366件	27件
平成29年度	1,619件	846件	729件	44件
平成30年度	2,183件	1,229件	908件	46件

高等職業訓練促進給付金等事業

経済的な自立に効果的な資格の取得により、母子家庭の母及び父子家庭の父が、児童扶養手当から早期脱却することを支援するため、養成機関で1年以上修学する場合に、当該期間中の生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業を実施している。

平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施している。実施主体は、都道府県、市、福祉事務所設置町村であり、対象となる資格については、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることになっている。

高等職業訓練促進給付金等事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所(61.7%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	91か所(13.8%)	127か所(16.9%)
平成25年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	42か所(100.0%)	727か所(91.8%)	836か所(92.8%)
平成26年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	43か所(100.0%)	741か所(93.4%)	851か所(94.2%)
平成27年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	45か所(100.0%)	744か所(94.1%)	856か所(94.8%)
平成28年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	48か所(100.0%)	752か所(95.3%)	867か所(95.9%)
平成29年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	48か所(100.0%)	757か所(95.9%)	872か所(96.5%)
平成30年度	47か所(100.0%)※	20か所(100.0%)	54か所(100.0%)	753か所(96.0%)	874か所(96.6%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

高等職業訓練促進給付金等事業の実績

<支給実績等>

	総支給件数	資格取得者件数
平成 2 5 年度	7,875件	3,212件
平成 2 6 年度	6,961件	2,804件
平成 2 7 年度	5,768件	2,256件
平成 2 8 年度	7,110件	2,475件
平成 2 9 年度	7,312件	2,585件
平成 3 0 年度	7,990件	2,647件

<就業実績>

	総数			
		常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成 1 5 年度	128件	112件	13件	3件
平成 2 5 年度	2,631件	2,369件	253件	9件
平成 2 6 年度	2,217件	2,003件	201件	13件
平成 2 7 年度	1,785件	1,561件	219件	5件
平成 2 8 年度	1,920件	1,749件	158件	13件
平成 2 9 年度	1,993件	1,797件	173件	23件
平成 3 0 年度	2,106件	1,907件	177件	20件

高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金（入学準備金50万円、就職準備金20万円）を貸し付ける事業を実施している。
（平成27年度補正）

＜貸付実績＞

	入学準備金 貸付件数	就職準備金 貸付件数
平成28年度	787件	362件
平成29年度	1,977件	821件
平成30年度	1,542件	907件

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

（注）平成28年度の実績に平成27年度分含む。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じているため、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親や子どもが、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、受講修了時給付金（受講費用の2割相当額（4千円を超える場合。上限10万円））及び合格時給付金（受講費用の4割相当額（上限は受講修了時給付金と合算し15万円））を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施している。

平成27年度から事業を開始し、実施主体は地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、対象となる講座は、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座とし、実施主体が適当と認めたものとしている。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成27年度	20か所(42.6%)	6か所(30.0%)	4か所(8.9%)	51か所(6.4%)	81か所(9.0%)
平成28年度	33か所(70.2%)	17か所(85.0%)	28か所(58.3%)	126か所(16.0%)	204か所(22.6%)
平成29年度	37か所(78.7%)	17か所(85.0%)	35か所(72.9%)	177か所(22.4%)	266か所(29.4%)
平成30年度	39か所(83.0%)	18か所(90.0%)	40か所(74.1%)	207か所(26.4%)	304か所(33.6%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

<支給実績>

	事前相談	支給件数
平成27年度	81件	6件
平成28年度	164件	28件
平成29年度	201件	50件
平成30年度	163件	46件

5. 就業支援に関する施策等

(雇用・就業機会の増大)

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

母子家庭の母等及び父子家庭の父（就職が特に困難な者）の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給している。

支給額（平成30年度）

対象労働者（一般被保険者）	助成金		助成対象期間
	中小企業	中小企業以外	
①母子家庭の母等及び父子家庭の父 （短時間労働者除く）	60万円	50万円	1年
②母子家庭の母等及び父子家庭の父 （短時間労働者）	40万円	30万円	1年

支給実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給件数	37,068件	33,627件	30,951件	28,323件	24,591件
支給額	137億円	123億円	89.6億円	74.3億円	65.2億円

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

母子家庭の母等及び父子家庭の父は、子育てとの両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いため、就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にある。このため、母子家庭の母等及び父子家庭の父がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業につくことができるよう、国は、求人者と求職者とが相互に理解を深めるためのトライアル雇用制度（月額最大5万円（最長3か月間）を事業主に支給）を母子家庭の母等及び父子家庭の父に対しても実施し、早期就職の促進を図っている。

トライアル雇用開始人数（母子家庭の母等及び父子家庭の父）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
44人	117人	180人	144人	131人

たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可に当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、同法第6条第4項に規定する寡婦若しくは同条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者については、許可基準の特例として、大蔵省告示（平成10年大蔵省告示第74号）2（1）に基づいて、同告示1の距離基準を緩和した距離（距離基準に100分の80を乗じて得た距離）を適用しているところであり、平成30年度において、本特例を適用して4件の新規許可を行った。

通常の距離基準（平成10年大蔵省告示第74号）

（単位：メートル）

	繁華街（A）	繁華街（B）	市街地	住宅地（A）	住宅地（B）
指定都市	25	50	100	200	300
市制施行地	50	100	150	200	300
町村制施行地	—	—	150	200	300

（注）母子及び寡婦に対する特例は上記距離に100分の80を乗じた距離を適用する。

母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
許可件数	16件	5件	10件	7件	4件	4件

資料：財務省理財局調べ

母子・父子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業機会の増大を図るためには、母子・父子福祉団体等ひとり親家庭の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、全国会議等を通じて、母子・父子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう、周知を図っている。

特に、地域において自立支援の中核となる「母子家庭等就業・自立支援センター」については、母子・父子福祉団体に運営委託される例が多く、平成30年度には83地方公共団体において委託されている。

また、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めることとしている。

母子家庭等就業・自立支援センター事業について母子・父子福祉団体へ運営委託を行っている自治体数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自治体数	79か所	79か所	77か所	79か所	79か所	83か所

母子・父子福祉団体等からの物品及び役務の調達状況

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国	件数	94	145	116	178	169	230
	金額（千円）	3,495	2,227	2,539	9,535	7,994	9,736
地方公共団体	件数	750	648	758	409	470	629
	金額（千円）	1,910,434	1,954,137	1,808,863	2,095,638	3,823,096	2,545,817

（注）平成25年度より調査。国には、独立行政法人又は特殊法人を含み、地方公共団体には、地方独立行政法人を含む。

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し（平成24年度より父子家庭の父の就業支援を図る企業も対象）、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰しており、平成30年度には母子家庭の母等の就業支援に積極的に取り組んでいる3社を表彰した。

【平成30年度表彰企業】

株式会社ヨシケイ埼玉（埼玉県所沢市）

株式会社羽島企画（岐阜県羽島市）

有限会社ライフケア（熊本県玉名市）

【厚生労働省ホームページより】

ホームページアドレス：https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000195741_00001.html

行政機関等における母子家庭の母等の雇用促進の取組

平成15年10月に厚生労働省内の母子家庭雇用促進チームによって取りまとめられた「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」や、平成16年3月に母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議において申し合わされた「国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請するなど、母子家庭の母の就業の促進に配慮する」旨の内容に基づき、様々な機会を捉えて、国においては、国の機関の非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するよう要請している。

また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、国の各機関に対し、非常勤職員の雇い入れの際には、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を改めて要請している。

こうした取組みにより、平成30年度において、母子家庭等就業・自立支援センターの情報提供を通じて、国の機関には26名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は7名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は19名）が採用されており、地方公共団体及び関係団体には244名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は111名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は133名）が採用されている。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国の機関	33名	28名	33名	44名	51名	26名
1日8時間週5日勤務	19名	10名	19名	17名	21名	7名
上記に満たない者	14名	18名	14名	27名	30名	19名
地方公共団体及び関係団体	416名	308名	361名	367名	346名	244名
1日8時間週5日勤務	166名	131名	176名	186名	169名	111名
上記に満たない者	250名	177名	185名	181名	177名	133名

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ

6. 生活支援に関する施策

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

なお、平成28年度からは、未就学児のいるひとり親家庭について、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合の定期的な利用を可能としている。

ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
指定都市	19か所 (95.0%)	19か所 (95.0%)	20か所 (100%)	19か所 (95.0%)	19か所 (95.0%)	19か所 (95.0%)
中核市	24か所 (57.1%)	24か所 (55.8%)	25か所 (55.6%)	29か所 (60.4%)	29か所 (60.4%)	33か所 (61.1%)
一般市・町村	908か所 (54.0%)	910か所 (54.2%)	876か所 (52.3%)	868か所 (51.9%)	868か所 (51.9%)	856か所 (51.3%)
合計	951か所 (54.6%)	953か所 (54.7%)	921か所 (52.9%)	916か所 (52.6%)	916か所 (52.6%)	908か所 (52.2%)

(注) () 内は、市等における実施割合。

利用実績

	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
区分	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計
実件数	4,195件	413件	4,608件	3,673件	469件	4,142件	3,100件	415件	3,515件	3,241件	321件	3,562件	2,704件	319件	3,023件	2,422件	307件	2,729件
延べ件数	45,404件	8,198件	53,602件	36,899件	7,264件	44,163件	27,946件	5,943件	33,889件	30,221件	6,620件	36,841件	31,640件	6,664件	38,304件	33,427件	6,358件	39,785件

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、その子どもを児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施している。

（１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間（原則７日以内：必要に応じて延長可）子どもを預かる事業。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数	678か所	711か所	745か所	773か所	797か所	849か所

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

※ 平成30年度は変更交付決定ベース。その他の年度は実績値。

（２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数	364か所	370か所	381か所	378か所	398か所	415か所

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

※ 平成30年度変更交付決定ベース。その他の年度は実績値。

ひとり親家庭等生活向上事業

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、子どものしつけ・育児又は自身や子どもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。

また、ひとり親家庭の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を行うひとり親家庭等生活向上事業を実施している。

※ 平成28年度より、従来の「ひとり親家庭等相談事業」、「生活講習会等事業」及び「ひとり親家庭情報交換事業」等を再編し、「ひとり親家庭等生活支援事業」を実施している。

また、「児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）」及び「学習支援ボランティア事業」を再編し、「子どもの生活・学習支援事業」を実施している。

1. ひとり親家庭等生活支援事業

① 相談支援事業

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供等を実施する。

② 家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続き等に関する講習会の開催等を実施する。

③ 学習支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭の親に対して学習支援を実施する。

④ 情報交換事業

ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。

2. 子どもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行う子どもの生活・学習支援事業を実施する。

ひとり親家庭等生活向上事業の実施状況

	指定都市	中核市	一般市・町村	合計
平成 2 5 年度	16か所 (80.0%)	14か所 (33.3%)	789か所 (47.0%)	819か所 (47.0%)
平成 2 6 年度	19か所 (95.0%)	15か所 (34.9%)	784か所 (46.7%)	818か所 (47.0%)
平成 2 7 年度	18か所 (90.0%)	18か所 (40.0%)	795か所 (47.4%)	831か所 (47.7%)
平成 2 8 年度	19か所 (95.0%)	23か所 (47.9%)	810か所 (48.4%)	852か所 (48.9%)
平成 2 9 年度	18か所 (90.0%)	23か所 (47.9%)	857か所 (51.2%)	898か所 (51.6%)
平成 3 0 年度	18か所 (90.0%)	37か所 (68.5%)	884か所 (53.0%)	939か所 (53.9%)

(注) () 内は、市等における実施割合。

ひとり親家庭等生活向上事業の実績

		平成 2 8 年度			平成 2 9 年度			平成 3 0 年度		
		母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計
1. ひとり親家庭等生活支援事業	①相談支援事業 (相談延べ件数)	23,948件	957件	24,905件	25,398件	849件	26,247件	26,605件	927件	27,532件
	②家計管理・生活支援 講習会等事業 (受講延べ件数)	11,911件	45件	11,956件	12,846件	72件	12,918件	12,379件	52件	12,431件
	③学習支援事業 (利用延べ件数)	0件	0件	0件	0件	0件	0件	13件	0件	13件
	④情報交換事業 (開催数)	396回			567回			581回		
2. 子どもの生活・学習支援事業 (利用延べ人数)		148,425人			232,600人			258,703人		

(注) 平成28年度及び平成29年度の「①相談支援事業」、「③学習支援事業」及び「2. 子どもの生活・学習支援事業」の数値については、平成30年度の集計を行うに当たって精査を行ったことにより、平成28年度分及び平成29年度分の公表時点から修正を行っております。

(参考) 平成27年度以前のひとり親家庭等生活向上事業の実績

	平成 2 3 年度			平成 2 4 年度			平成 2 5 年度			平成 2 6 年度			平成27年度		
	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計
ひとり親家庭等 相談支援事業	11,548 件	142 件	11,690 件	11,718 件	159 件	11,877 件	15,956 件	213 件	16,169 件	18,875 件	640 件	19,515 件	22,690 件	851 件	23,541 件
生活支援講習 会等事業	19,278 件	61 件	19,339 件	17,271 件	62 件	17,333 件	14,372 件	85 件	14,457 件	13,437 件	82 件	13,519 件	12,685 件	238 件	12,923 件
児童訪問援助 事業	821 件	79 件	900 件	676 件	96 件	772 件	1,058 件	143 件	1,201 件	932 件	176 件	1,108 件	488 件	116 件	604 件
学習支援ボラ ンティア事業	－	－	－	638 件	0 件	638 件	11,912 件	545 件	12,457 件	32,730 件	903 件	33,633 件	47,092 件	2,257 件	49,349 件
ひとり親家庭 情報交換事業	495回			435回			430回			346回			366回		

※平成 2 4 年度より学習支援ボランティア事業を実施

※各実績は延べ件数を記載

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

母子世帯等の住居の状況

母子世帯等の住居の状況

	総数	持ち家	借家等					不詳
			公営住宅	公社・公団住宅	賃貸住宅	同居	その他	
母子世帯	2,060 (100.0%)	720 (35.0%)	270 (13.1%)	48 (2.3%)	681 (33.1%)	272 (13.2%)	56 (2.7%)	13 (0.6%)
父子世帯	405 (100.0%)	276 (68.1%)	30 (7.4%)	1 (0.2%)	46 (11.4%)	42 (10.4%)	8 (2.0%)	2 (0.5%)

出典：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

※全国ひとり親世帯等調査は抽出調査であるため、世帯数は集計客体における該当世帯数。

(参考) 普通世帯の住居の状況

(単位：千世帯)

普通世帯 (a+b+c)	主世帯 (a) 1)	持ち家	借家総数				同居世帯 (b)	住宅以外の建 物に居住 (c)
			公営住宅	都市再生機構・ 公社の借家	民営借家	給与住宅		
52,298.1 (100.0%)	52,102.2 (99.6%)	32,165.8 (61.7%)	1,958.6 (3.8%)	855.5 (1.6%)	14,582.5 (28.0%)	1,122.3 (2.2%)	177.6 (0.3%)	18.3 (0.1%)

普通世帯：住居と生計をともにしている家族などの世帯。

主世帯：1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合はそのうちの主な世帯を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成25年)より家庭福祉課作成

住居の安定確保

住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立が可能となるよう、居住の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。このため以下の措置を実施している。

（１）公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その居住の安定を図ることを目的とするものであるが、母子家庭等については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うことができることとなっている。

また、入居者の収入の算定にあたっては、非婚の母又は父についても、寡婦（寡夫）控除の対象としているところ。

（２）都市機構賃貸住宅

都市再生機構が管理するUR賃貸住宅においては、子育て世帯（現に同居する満20歳未満の子（「子」には孫、甥、姪等の親族を含む）を扶養している方又は妊娠している方を含む世帯）等に対し、新規募集（抽選）における倍率優遇を設定している。

また、一定の要件を満たす子育て世帯等と、これを支援する直系血族等又は現に扶養義務を負っている3親等内の親族を含む世帯が、機構が指定するUR賃貸住宅又はエリアにおいて近居する場合に、新たにUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を5年間5%減額する近居割の措置、国の地域優良賃貸住宅制度を活用して、一定の要件を満たす子育て世帯等に対して、家賃を最大9年間20%（上限2.5万円）減額する措置を行う住宅等を供給している。

（３）民間賃貸住宅

平成29年度に、民間賃貸住宅や空き家を活用した子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする新たな住宅セーフティネット制度を創設し、セーフティネット住宅の登録促進を図るとともに、登録住宅の改修や居住支援協議会等が行う民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供等の活動等に対する支援を実施している。

母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

施設数及び入所世帯数

	平成15年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設数	287施設	269施設	256施設	250施設	248施設	238施設	234施設	227施設
入所世帯数	4,366世帯	4,218世帯	3,861世帯	3,975世帯	3,844世帯	3,954世帯	3,820世帯	3,789世帯

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」（各年度末）

母子生活支援施設の入所理由別入所状況

（単位：世帯）

入所理由	総数	夫等の暴力	住宅事情	経済的理由	入所前の家庭内環境の不適切	母親の心身の不安定	その他
平成 1 5 年度	2,552 (100.0%)	1,106 (43.3%)	511 (20.0%)	539 (21.1%)	210 (8.2%)	82 (3.2%)	104 (4.1%)
平成 2 4 年度	2,526 (100.0%)	1,390 (55.0%)	463 (18.3%)	291 (11.5%)	229 (9.1%)	96 (3.8%)	57 (2.3%)
平成 2 5 年度	2,652 (100.0%)	1,442 (54.4%)	463 (17.5%)	358 (13.5%)	219 (8.3%)	77 (2.9%)	93 (3.5%)
平成 2 6 年度	2,304 (100.0%)	1,335 (57.9%)	407 (17.7%)	250 (10.9%)	162 (7.0%)	80 (3.5%)	70 (3.0%)
平成 2 7 年度	2,278 (100.0%)	1, 290 (56.6%)	392 (17.2%)	257 (11.3%)	177 (7.8%)	74 (3.2%)	88 (3.9%)
平成 2 8 年度	1,890 (100.0%)	1, 048 (55.4%)	332 (17.6%)	230 (12.2%)	153 (8.1%)	70 (3.7%)	57 (3.0%)
平成 2 9 年度	1,352 (100.0%)	774 (57.2%)	229 (16.9%)	153 (11.3%)	106 (7.8%)	45 (3.3%)	45 (3.3%)

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局「母子生活支援施設入退所状況調査」（H15,H23）、「社会的養護の現況に関する調査」（H24～H29）

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合もある。

7. 養育費の確保策

養育費相談支援センター事業

目指すべき方向

○養育費の取決め率の増	(母子家庭) 約 43%	(父子家庭) 約 21%	➡	○ひとり親家庭の生活の安定
○養育費の受給率の増	約 24%	約 3%		○ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

養育費相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

養育費の相談支援の仕組み

国（厚生労働省）が養育費相談支援センターに委託して実施（平成19年度創設）

【委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）】

- 養育費に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供
→ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
- 地方公共団体等において養育費相談に対応する人材の養成のための各種研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援
- 母子家庭等からの電話、メールによる相談対応
 - ・電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108
 - ・メール相談：info@youikuhi.or.jp
 - 〔相談時間：平日（水曜日を除く）10:00～20:00
水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00〕

（参考）平成30年度実績：・相談延べ件数：7,516件、・研修等の実施：80回

地方自治体（都道府県等）が直営又は委託して実施

（母子家庭等就業・自立支援センター等）

・研修
・サポート

- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行の手続きに関する相談等
- 母子家庭等への講習会の開催
- 弁護士による法律相談（平成28年度から）
- ・養育費等支援事業実施自治体数：110自治体
養育費専門相談員による相談延べ件数：6,333件
養育費専門相談員の設置：44か所、63名
- ・弁護士による相談実施自治体数：103自治体
弁護士による相談延べ件数：4,611件

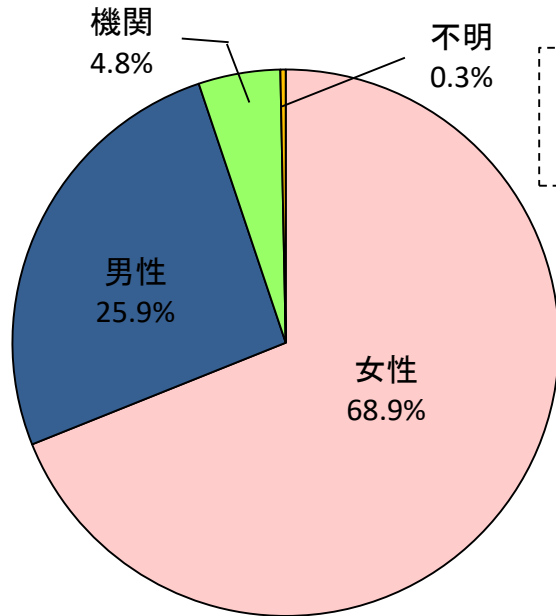
・困難事例
の相談

養育費相談支援センターにおける相談実績等（平成30年度）

相談支援

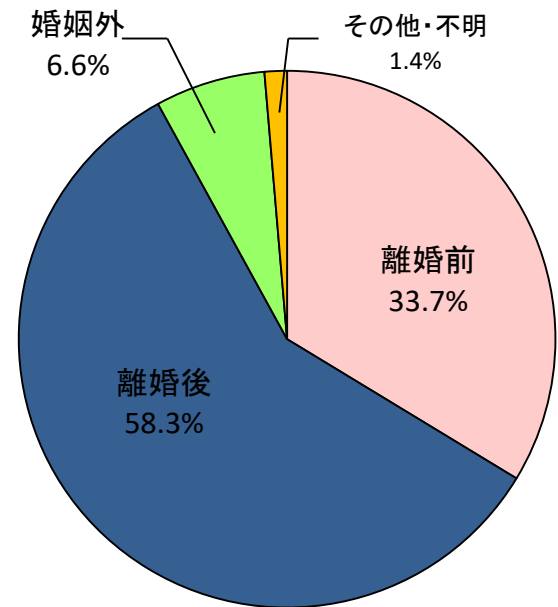
相談者別内訳（N = 6,071）

○女性が68.9%、男性が25.9%と女性からの相談が多くを占める。



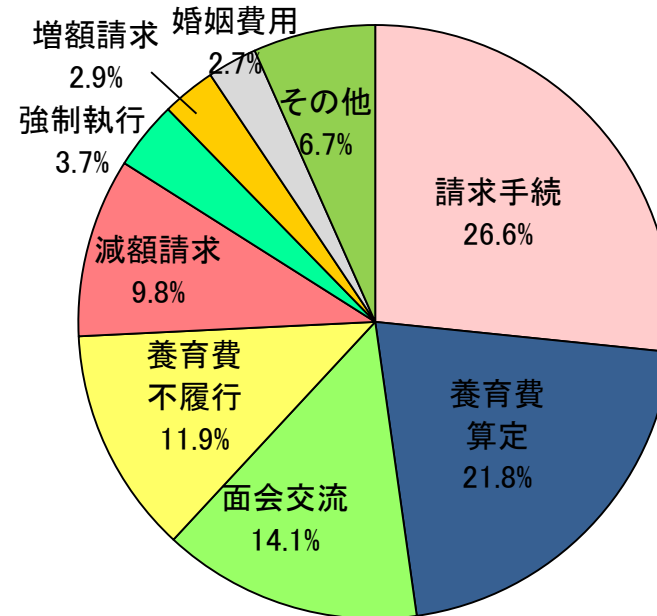
相談時期内訳（N = 6,071）

○離婚後が58.3%、離婚前が33.7%と離婚後の段階での相談が多くを占める。



相談内容内訳（N = 7,516）※複数選択有

○請求手続が26.6%と最も多く、養育費の算定が21.8%、面会交流が14.1%と続いている。



研修実施

- 母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子・父子自立支援員を対象とした全国研修会の実施
・ 7月、10月に開催
- 地方公共団体等の行う研修に対する研修講師の派遣：80か所

面会交流支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）

※平成24年度から実施

目 的

- 平成23年6月に公布された民法改正法において協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
- 面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、継続的な面会交流の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

事業内容

- 事前相談、支援内容の決定、面会交流援助等を適切に実施できる面会交流支援員を配置
- 支援の対象
 - ・ 面会交流の取り決めを行っていて、父母間で合意があり、原則として児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある、概ね15歳未満の子どもとの面会交流を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する同居親
- 別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等を記載した面会交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、面会交流当日の子どもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施



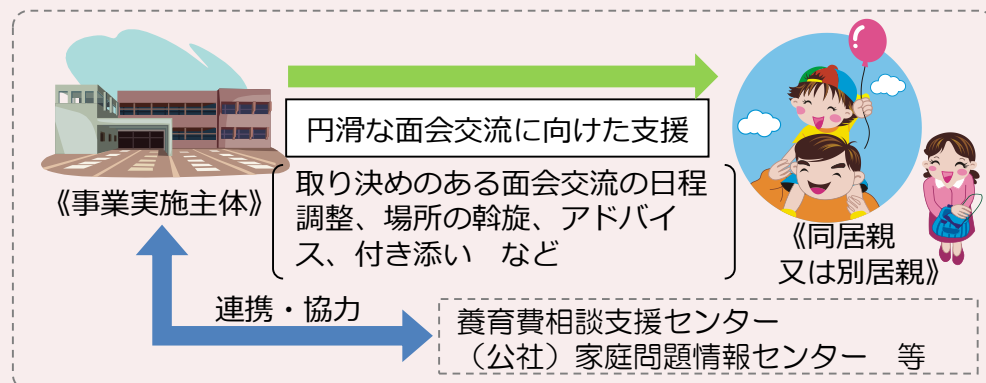
実施体制・実施方法

- 援助の実施頻度は原則として1月に1回まで、支援期間は最長で1年間
- 支援員は、子どもの受け渡しや付き添いの際には、子どもの心情に十分配慮した対応を行う
- 必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う
- 専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託も可

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村
（事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可）

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

【R1年度予算】母子家庭等対策総合支援事業(159億円)の内数



	27年度	28年度	29年度	30年度
実施自治体数	5自治体	8自治体	9自治体	9自治体
相談件数	602件	742件	1,205件	1,074件
支援実施ケース数	21ケース	55ケース	77ケース	69ケース

*千葉県、東京都、沖縄県、静岡市、浜松市、北九州市、熊本市、明石市、高松市

8. 自立を促進するための経済的支援

児童扶養手当制度の概要

1. 目的 離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）											
2. 支給対象者 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。											
3. 支給要件 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。 ※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。 平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。											
4. 手当月額（平成31年4月～） <table><tr><td>・ 児童1人の場合</td><td>全部支給： 42,910円</td><td>一部支給： 42,900円から10,120円まで</td></tr><tr><td>・ 児童2人以上の加算額〔2人目〕</td><td>全部支給： 10,140円</td><td>一部支給： 10,130円から 5,070円まで</td></tr><tr><td>〔3人目以降1人につき〕</td><td>全部支給： 6,080円</td><td>一部支給： 6,070円から 3,040円まで</td></tr></table>			・ 児童1人の場合	全部支給： 42,910円	一部支給： 42,900円から10,120円まで	・ 児童2人以上の加算額〔2人目〕	全部支給： 10,140円	一部支給： 10,130円から 5,070円まで	〔3人目以降1人につき〕	全部支給： 6,080円	一部支給： 6,070円から 3,040円まで
・ 児童1人の場合	全部支給： 42,910円	一部支給： 42,900円から10,120円まで									
・ 児童2人以上の加算額〔2人目〕	全部支給： 10,140円	一部支給： 10,130円から 5,070円まで									
〔3人目以降1人につき〕	全部支給： 6,080円	一部支給： 6,070円から 3,040円まで									
5. 所得制限限度額（収入ベース） <table><tr><td>・ 全部支給（2人世帯）</td><td>160万円</td></tr><tr><td>・ 一部支給（2人世帯）</td><td>365万円</td></tr></table>			・ 全部支給（2人世帯）	160万円	・ 一部支給（2人世帯）	365万円					
・ 全部支給（2人世帯）	160万円										
・ 一部支給（2人世帯）	365万円										
6. 受給状況 ・ 平成31年3月末現在の受給者数（概数値） 940,696人（母：886,239人、父：50,003人、養育者：4,454人）											
7. 予算額（国庫負担分）〔令和元年度予算〕 2,074.8億円											
8. 手当の支給主体及び費用負担 <table><tr><td>・ 支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村</td></tr><tr><td>・ 費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3</td></tr></table>			・ 支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村	・ 費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3							
・ 支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村											
・ 費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3											

○平成30年度末受給者数(概数値)

児童扶養手当受給者数の推移

(単位:人)

	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯	父又は母がDV保護命令を受けた世帯
		離婚	その他					
母子世帯	858,813 (100.0%)	745,080 (86.8%)	661 (0.07%)	5,711 (0.7%)	100,065 (11.7%)	4,675 (0.5%)	1,676 (0.2%)	945 (0.1%)
父子世帯	49,649 (100.0%)	43,940 (88.5%)	22 (0.04%)	3,380 (6.8%)	647 (1.3%)	1,520 (3.1%)	136 (0.3%)	4 (0.008%)
その他の世帯※	32,234							
計	940,696							

※その他の世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯

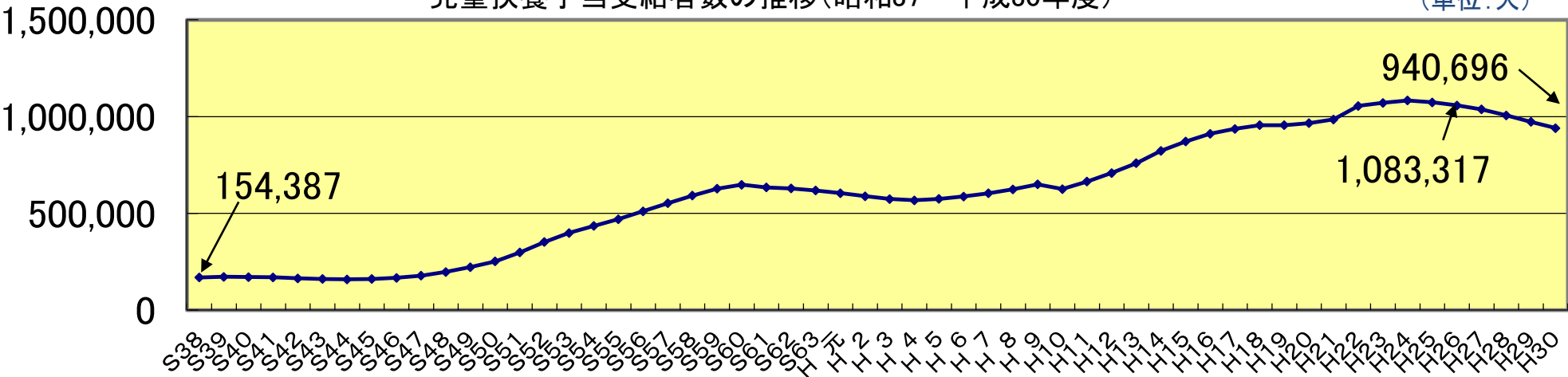
- 先般、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加していたが、平成24年度末を境に減少に転じている(平成24年度末から平成30年度末▲142,621人)。

※ 平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大

○ 平成30年度末において、全部支給者は564,657人(60.0%)、一部支給者は376,039人(40.0%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～平成30年度)

(単位:人)



児童扶養手当受給者の状況

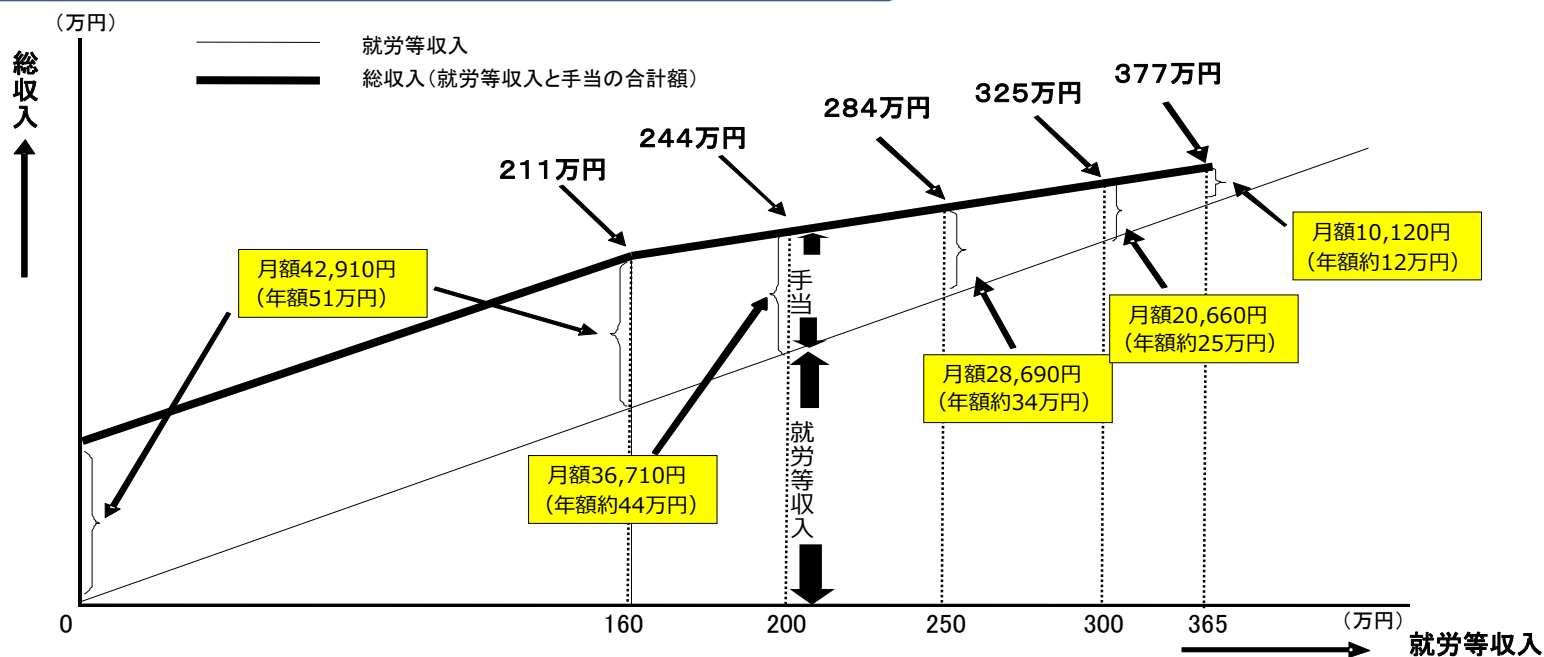
(各月末現在)(単位:人)

	受給者	世 帯 類 型 別																
		母 子 世 帯								父 子 世 帯								その他 の世帯
		総 数	生別母子世帯		死 別 母子世帯	未婚の 母子世帯	障害者 世 帯	遺 棄 世 帯	D V 世 帯	総 数	生別父子世帯		死 別 父子世帯	未婚の 父子世帯	障害者 世 帯	遺 棄 世 帯	D V 世 帯	
			離 婚	その他							離 婚	その他						
平成29年4月	1,007,038	917,688	801,918	763	6,581	100,479	4,969	2,051	927	56,917	49,991	32	4,515	649	1,577	151	2	32,433
5月	1,012,927	923,031	806,878	768	6,600	100,810	4,981	2,055	939	57,315	50,352	30	4,540	657	1,580	154	2	32,581
6月	1,020,129	929,207	812,529	737	6,657	101,297	5,001	2,048	938	57,831	50,846	25	4,552	665	1,583	158	2	33,091
7月	1,025,688	934,146	817,066	725	6,700	101,653	5,027	2,047	928	58,202	51,191	26	4,560	665	1,601	157	2	33,340
8月	1,027,452	935,790	818,423	711	6,737	101,893	5,063	2,038	925	58,233	51,231	27	4,544	661	1,610	158	2	33,429
9月	1,026,444	935,062	817,769	708	6,741	101,816	5,065	2,029	934	57,894	50,928	21	4,521	654	1,609	159	2	33,488
10月	1,025,631	934,440	817,285	701	6,757	101,697	5,058	2,021	921	57,442	50,500	22	4,495	652	1,615	156	2	33,749
11月	1,030,110	938,589	821,149	688	6,757	101,978	5,059	2,022	936	57,485	50,550	29	4,483	661	1,602	157	3	34,036
12月	1,032,286	940,720	823,326	683	6,773	101,906	5,059	2,029	944	57,377	50,480	22	4,448	661	1,605	158	3	34,189
平成30年1月	1,035,951	944,029	826,453	688	6,806	102,041	5,066	2,031	944	57,579	50,671	22	4,452	660	1,614	157	3	34,343
2月	1,040,535	948,159	830,283	698	6,855	102,233	5,091	2,035	964	57,863	50,943	21	4,461	664	1,617	154	3	34,513
3月	973,188	886,973	772,202	688	6,148	100,308	4,789	1,875	963	53,470	47,126	19	3,989	644	1,548	140	4	32,745
4月	973,524	887,743	772,821	697	6,129	100,484	4,780	1,858	974	53,397	47,084	23	3,954	653	1,540	139	4	32,384
5月	979,722	893,432	777,992	696	6,192	100,899	4,803	1,876	974	53,754	47,411	23	3,967	659	1,552	138	4	32,536
6月	986,167	899,288	783,471	689	6,217	101,241	4,824	1,861	985	54,110	47,750	23	3,966	661	1,563	143	4	32,769
7月	991,300	903,974	787,776	672	6,242	101,567	4,860	1,862	995	54,371	47,982	29	3,966	673	1,569	148	4	32,955
8月	992,581	905,273	788,858	684	6,282	101,724	4,894	1,855	976	54,319	47,958	26	3,940	664	1,584	143	4	32,989
9月	991,159	904,072	787,719	669	6,299	101,649	4,910	1,840	986	53,973	47,641	31	3,905	660	1,591	141	4	33,114
10月	989,718	902,983	786,769	683	6,297	101,520	4,912	1,835	967	53,441	47,205	22	3,841	657	1,570	142	4	33,294
11月	993,754	906,834	790,410	652	6,333	101,739	4,912	1,831	957	53,357	47,156	21	3,801	658	1,569	148	4	33,563
12月	996,635	909,565	793,057	675	6,325	101,798	4,925	1,818	967	53,313	47,126	26	3,780	664	1,562	151	4	33,757
平成31年1月	1,000,446	913,043	796,295	688	6,370	101,966	4,941	1,828	955	53,496	47,290	22	3,791	667	1,574	148	4	33,907
2月	1,005,167	917,254	800,287	684	6,423	102,118	4,951	1,837	954	53,765	47,539	22	3,792	674	1,588	146	4	34,148
3月	940,696	858,813	745,080	661	5,711	100,065	4,675	1,676	945	49,649	43,940	22	3,380	647	1,520	136	4	32,234

児童扶養手当の所得制限限度額について

児童扶養手当の額は、受給者の所得（収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出）と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

○ 令和元年度手当額の例（手当受給者と子1人の家庭の場合）



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	49万円（122 万円）	192万円（311.4万円）
1人	87万円（160 万円）	230万円（365 万円）
2人	125万円（215.7万円）	268万円（412.5万円）
3人	163万円（270 万円）	306万円（460 万円）
4人	201万円（324.3万円）	344万円（507.5万円）
5人	239万円（376.3万円）	382万円（555 万円）

※（ ）内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

目 的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

貸付金の種類

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

貸付条件等

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3

【令和元年度予算】31.2億円

貸付実績《平成30年度》

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| ① 母子福祉資金：169億7,932万円（29,729件） | ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係 |
| ② 父子福祉資金：7億7,412万円（1,481件） | |
| ③ 寡婦福祉資金：2億9,955万円（460件） | |

母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

(平成31年4月1日現在)

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利 率
事業開始資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2, 870, 000円 団体 4, 320, 000円		1 年	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
事業継続資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1, 440, 000円 団体 1, 440, 000円		6ヶ月	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
修学資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	※私立の自宅外通学の場合の限度額を例示 (大学院は国公立・私立、自宅・自宅外の区別なし) 高校、専修学校(高等課程) 月額52, 500円 高等専門学校 月額[1～3年]52, 500円 [4～5年]90, 000円 短期大学、専修学校(専門課程) 月額 90, 000円 大学 月額 96, 000円 大学院(修士課程) 月額132, 000円 大学院(博士課程) 月額183, 000円 専修学校(一般課程) 月額 48, 000円 (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額。	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内 専修学校(一般課程) 5年以内	無利子 ※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする。(連帯保証人は不要) ※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利 率
技能習得資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	【一般】 月額 68,000円 【特別】 一括 816,000円(12月相当) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
修業資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別 460,000円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	※修学資金と同様
就職支度資金	・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般 100,000円 特別 330,000円		1 年	6年以内	※親に係る貸付けの場合 (保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0% ※児童に係る貸付けの場合修学資金と同じ
医療介護資金	・母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) ・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) ・寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000円 特別 480,000円 【介護】 500,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利 率
生活資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】月額 105,000円 【技能】月額 141,000円 (注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子又は男子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額105,000円、合計252万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,260,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。 (注)3月相当額の一括貸付を行うことができる。	・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6ヶ月	(技能習得)20年以内 (医療又は介護)5年以内 (生活安定貸付)8年以内 (失業)5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
住宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 特別 2,000,000円		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
転宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
就学支度資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 63,100円 中学校 79,500円 国公立高校等 160,000円 修業施設 282,000円 私立高校等 420,000円 国公立大学・短大・大学院等 380,000円 私立大学・短大・大学院等 590,000円		6ヶ月	就学 20年以内 修業 5年以内	※修学資金と同様
結婚資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利 率
臨時児童扶養等資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・父母のいない児童	児童扶養手当の支払回数の見直し及び支給制限の適用期間の変更に伴う影響を緩和するための資金	令和元年11月分の児童扶養手当の額に相当する額に3を乗じて得た額から同年10月分の児童扶養手当の額に相当する額に3を乗じて得た額を控除した額	令和元年11月1日から令和2年1月31日まで	6ヶ月	3年以内	無利子 ※父母のない児童が貸付けを受けようとする場合は、保証人要

9. 各自治体における取組状況

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

			都道府県								市 等										
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンタ ー事 業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活支援 事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育訓 練給付金事業	高等職業訓練促 進給付金等事業					
北海道・東北ブロック	1	北海道	◎	◎	◎	◎	◎			◎	札幌市、旭川市、千歳市、石狩市、帯広市、釧路市、士別市、北斗市(8/35)	札幌市、旭川市、函館市(3/3)	北見市、帯広市、釧路市、室蘭市(4/32)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、滝川市、砂川市、深川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、伊達市、北斗市、北見市、紋別市、帯広市、釧路市、根室市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、登別市、士別市、名寄市、富良野市、稚内市、網走市(31/35)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、岩見沢市、芦別市、滝川市、砂川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、北斗市、士別市、名寄市、富良野市、網走市、根室市(28/35)	札幌市、旭川市、函館市、名寄市(左記以外の市在住者分は道の事業対象に含め実施)(35/35)	札幌市、旭川市、函館市、千歳市、北広島市、石狩市、室蘭市、帯広市、苫小牧市、深川市、江別市、恵庭市、名寄市、富良野市、北見市(15/179)	札幌市、旭川市、函館市、苫小牧市、北見市、恵庭市、洞爺湖町、芽室町、弟子屈町、中頓別町、天塩町(11/179)	帯広市(1/35)	札幌市、旭川市、函館市、苫小牧市、北広島市、石狩市、登別市、伊達市、帯広市、釧路市、恵庭市、富良野市(12/35)	
	2	青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	青森市、五所川原市(2/10)	青森市、八戸市(2/2)	(0/8)	青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、むつ市(6/10)	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、(7/10)	青森市、弘前市、三沢市(3/10)	青森市、八戸市(青森市、八戸市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(40/40)	十和田市(1/40)	(0/10)	青森市、八戸市(2/10)	
	3	岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	盛岡市、大船渡市、花巻市、釜石市(4/14)	盛岡市(1/1)	(0/13)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市(14/14)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市(14/14)	盛岡市、宮古市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(14/14)	盛岡市(盛岡市以外は県の事業対象に含め実施)(33/33)	(0/33)	陸前高田市(1/14)	花巻市、遠野市(2/14)	

※(A／B)は、Aは実施している自治体数、Bは実施することが可能な自治体数

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

			都道府県									市 等									
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンタ ー事 業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活支援 事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育訓 練給付金事業	高等職業訓練促 進給付金等事業					
北海道・東北ブ ロッ ク	4	宮 城 県	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	仙台市、塩竈市、気仙沼市、名取市、角田市 (5/14)	仙台市(1/1)	(0/13)	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市 (13/14)	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市 (14/14)	仙台市(1/14)	仙台市、塩竈市、名取市、柴田町(4/35)	仙台市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(35/35)	(0/14)	仙台市、名取市、大崎市 (3/14)
	5	秋 田 県	◎	◎	◎	◎						秋田市、にかほ市、大館市 (3/13)	秋田市(1/1)	横手市、北秋田市(2/12)	秋田市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、湯上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市 (11/13)	秋田市、横手市、大館市、由利本荘市、湯上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市 (9/13)	(0/13)	大館市、湯上市、大仙市、仙北市、にかほ市 (5/25)	(0/25)	(0/13)	大館市(1/13)
	6	山 形 県	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	(0/13)	—	(0/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市 (10/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市 (11/13)	(0/13)	(県の事業対象に含め実施) (35/35)	鶴岡市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、高畠町 (6/35)	(0/13)	山形市(1/13)
	7	福 島 県	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	郡山市 (1/13)	郡山市(いわき市、福島市在住者分は県の事業対象に含め実施) (3/3)	(0/10)	郡山市、いわき市、福島市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市 (9/13)	郡山市、いわき市、福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、本宮市 (12/13)	(県の事業対象に含め実施) (13/13)	(0/59)	白河市、喜多方市(2/59)	白河市(1/13)	郡山市、福島市(2/13)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)																								
			都道府県									市 等												
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンタ ー事 業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活支援 事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業			
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育訓 練給付金事業	高等職業訓練促 進給付金等事業								
関東 ブロッ ク	8	茨城 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	日立市、古河 市、稲敷市、 (3/32)	—	(0/32)	(県の事業対象 に含め実施) (32/32)	水戸市、日立 市、土浦市、古 河市、石岡市、 結城市、龍ヶ崎 市、下妻市、常 総市、常陸太田 市、高萩市、北 茨城市、笠間 市、取手市、つく ば市、ひたちな か市、鹿嶋市、 潮来市、常陸大 宮市、那珂市、 筑西市、坂東 市、稲敷市、桜 川市、小美玉 市、牛久市、神 栖市、かすみが うら市、行方市、 鉾田市、つくば みらい市 (31/32)	(県の事業対象 に含め実施) (32/32)	(県の事業対象 に含め実施) (44/44)	(県の事業対象 に含め実施) (44/44)	(0/32)	水戸市、ひた ちなか市 (2/32)				
	9	栃木 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	宇都宮市、足 利市、栃木 市、佐野市、 鹿沼市、日光 市、小山市、 矢板市、那須 塩原市、さくら 市、那須烏山 市、下野市 (12/14)	宇都宮市 (1/1)	(0/13)	宇都宮市、足利 市、栃木市、佐 野市、鹿沼市、 日光市、小山市、 真岡市、大 田原市、矢板 市、那須塩原 市、さくら市、 那須塩原市、 さくら市、下野 市(14/14)	宇都宮市、足利 市、栃木市、佐 野市、鹿沼市、 日光市、小山市、 真岡市、大 田原市、矢板 市、那須塩原 市、さくら市、 那須塩原市、 さくら市、下野 市(14/14)	宇都宮市、足利 市、栃木市、佐 野市、鹿沼市、 日光市、小山市、 真岡市、矢 板市、那須塩原 市、さくら市、 那須塩原市、 さくら市、下野 市(13/14)	宇都宮市(宇都 宮市以外の市 等在住者分は 県の事業対象 に含め実施) (25/25)	栃木市、小山 市、那須塩原市 (3/25)	(0/14)	宇都宮市、鹿 沼市、日光 市、小山市、 矢板市、那須 塩原市、下野 市(7/14)				

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)																					
			都道府県								市 等										
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンター 事業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラム 策定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常生 活支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活向 上事業	総合 的な 支援 のため の相談 窓口の 強化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活支援 事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付金 事業	高等 職業 訓練 促進 給付金 等事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育訓 練給付金事業	高等職業訓練促 進給付金等事業					
関東 ブロッ ク	10	群馬 県	◎	◎	◎	◎	◎		◎		沼田市、館林 市(2/12)	前橋市、高崎 市(2/2)	(0/10)	前橋市、高崎 市、桐生市、伊 勢崎市、太田 市、沼田市、館 林市、渋川市、 藤岡市、富岡 市、安中市、み どり市(12/12)	前橋市、高崎 市、桐生市、伊 勢崎市、太田 市、沼田市、館 林市、渋川市、 藤岡市、富岡 市、安中市、み どり市(12/12)	前橋市、高崎 市、桐生市、藤 岡市(左記以外 の市在住者分 については県の 事業対象に含 め実施) (12/12)	(0/35)	(県の事業対象 に含め実施) (35/35)	(0/12)	前橋市、高崎 市、桐生市、伊 勢崎市、太田 市、沼田市、 館林市、渋川 市、安中市、 みどり市 (11/12)	
	11	埼玉 県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	さいたま市、川 越市、熊谷市、 川口市、行田市、秩 父市、所沢市、 加須市、本庄 市、東松山市、 春日部市、狭山 市、羽生市、鴻 巣市、深谷市、 上尾市、草加市、 蕨市、戸田市、 入間市、朝霞市、 和光市、新座市、 桶川市、久喜市、 北本市、八潮市、 富士見市、三 郷市、蓮田市、 坂戸市、幸手市、 鶴ヶ島市、日高 市、吉川市、 ふじみ野市、 白岡市 (37/40)	さいたま市、川 越市、川口市 (3/4)	(0/36)	さいたま市、川 越市、越谷市、 熊谷市、川口 市、行田市、秩 父市、所沢市、 飯能市、加須 市、本庄市、東 松山市、春日部 市、狭山市、羽 生市、鴻巣市、 深谷市、上尾 市、草加市、蕨 市、戸田市、入 間市、朝霞市、 志木市、和光 市、新座市、桶 川市、久喜市、 北本市、八潮市、 富士見市、三 郷市、蓮田市、 坂戸市、幸手市、 鶴ヶ島市、日高 市、吉川市、 ふじみ野市、 白岡市 (40/40)	さいたま市、川 越市、越谷市、 熊谷市、川口 市、行田市、秩 父市、所沢市、 飯能市、加須 市、本庄市、東 松山市、春日部 市、狭山市、羽 生市、鴻巣市、 深谷市、上尾 市、草加市、蕨 市、戸田市、入 間市、朝霞市、 志木市、和光 市、新座市、桶 川市、久喜市、 北本市、八潮市、 富士見市、三 郷市、蓮田市、 坂戸市、幸手市、 鶴ヶ島市、日高 市、吉川市、 ふじみ野市、 白岡市 (40/40)	さいたま市、川 越市、越谷市、 所沢市、狭山 市、戸田市、新 座市、鶴ヶ島 市、坂戸市(左 記以外の市在 住者分は県の 事業対象に含 め実施) (40/40)	川越市、所沢 市、戸田市、北 本市、坂戸市 (5/63)	さいたま市、川 越市、川口市、 行田市、鴻巣 市、上尾市、戸 田市、入間市、 志木市、朝霞 市、坂戸市、 鶴ヶ島市、日高 市、三芳町(左 記以外の市等 在住者分は県 の事業対象に 含め実施) (63/63)	川越市(1/40)	さいたま市、川 越市、越谷市、 本庄市、鴻巣市、 上尾市、戸田市、 久喜市、吉川 市、ふじみ野 市(10/40)	

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)																					
			都道府県								市 等										
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンタ ー事 業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活支援 事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育訓 練給付金事業	高等職業訓練促 進給付金等事業					
関東 ブロッ ク	12	千葉 県	◎	◎	◎	◎	◎				◎	千葉市、船橋市、柏市、松戸市、野田市、佐倉市、鎌ヶ谷市(7/37)	千葉市、船橋市、柏市(3/3)	野田市、浦安市、(2/34)	千葉市、船橋市、柏市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市(34/37)	千葉市、船橋市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市(37/37)	千葉市、船橋市、市川市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市、浦安市(8/37)	千葉市、船橋市、野田市、佐倉市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市(8/54)	千葉市、船橋市、柏市、松戸市、野田市、君津市、四街道市(7/54)	船橋市、松戸市(2/37)	千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、鎌ヶ谷市、印西市(10/37)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)																					
			都道府県									市 等									
			自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
関東ブロック	13	東京都	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	中央区、新宿区、世田谷区、渋谷区、杉並区、板橋区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、八王子市、三鷹市、府中市、調布市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、羽村市(18/49)	八王子市(1/1)	品川区、世田谷区、渋谷区、北区、練馬区、足立区、江戸川区、調布市、小金井市、武蔵村山市、羽村市(11/48)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(49/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(49/49)	中央区、新宿区、文京区、台東区、品川区、世田谷区、渋谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(40/49)	中央区、港区、新宿区、台東区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区、板橋区、練馬区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、あきる野市、西東京市(41/62)	千代田区、中央区、新宿区、品川区、目黒区、世田谷区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市、小平市、日野市、国立市、多摩市(22/62)	杉並区、豊島区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、調布市、東大和市、西東京市、八王子市(9/49)	台東区、大田区、世田谷区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、小平市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、羽村市、八王子市(23/49)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)																								
			都道府県									市 等												
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンタ ー事 業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活支援 事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業			
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育訓 練給付金事業	高等職業訓練促 進給付金等事業								
関東 ブロッ ク	14	神奈 川 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎			横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市(5/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(4/4)	小田原市(1/15)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(18/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、厚木市(政令・中核市以外の上記市を含め県内在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、伊勢原市、座間市(町村在住者分は県の事業対象に含め実施)(24/33)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市(上記市を含め県内の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(33/33)	横浜市(1/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、綾瀬市(10/19)				
中部 ブロッ ク	15	新潟 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	新潟市、長岡市、柏崎市、妙高市、南魚沼市(5/20)	新潟市(1/1)	(0/19)	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、阿賀野市(20/20)	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市(19/20)	新潟市、長岡市、上越市(3/20)	新潟市(新潟市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	ひとり親家庭等生活支援事業：新潟市(新潟市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)、子どもの生活・学習支援事業：三条市、柏崎市、南魚沼市(30/30)	(0/20)	三条市、上越市、南魚沼市(3/20)				
	16	富山 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		○	(0/10)	富山市(1/1)	(0/9)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(9/10)	(県の事業対象に含め実施)(15/15)	富山市、高岡市、魚津市、滑川市、黒部市、小矢部市、砺波市、射水市(8/15)	(0/10)	富山市、高岡市(2/10)				

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

				都道府県								市 等										
				自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンタ ー事 業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活支援 事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
						自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育訓 練給付金事業	高等職業訓練促 進給付金等事業					
中部 ブロ ック	17	石 川 県	◎	◎	◎	◎	◎		◎		金沢市、七尾 市、かほく市、 白山市(4/11)	金沢市(1/1)	(0/10)	金沢市、七尾 市、小松市、輪 島市、珠洲市、 加賀市、羽咋 市、かほく市、白 山市、能美市、 野々市市 (11/11)	金沢市、七尾 市、小松市、輪 島市、珠洲市、 加賀市、羽咋 市、かほく市、白 山市、能美市、 野々市市 (11/11)	金沢市、小松 市、加賀市、能 美市、野々市市 (5/11)	金沢市、加賀 市、白山市、能 美市、野々市 市、中能登町 (6/19)	金沢市、七尾 市、小松市、珠 洲市、羽咋市、 かほく市、白山 市、能美市、 野々市市、川北 町、津幡町、内 灘町、志賀町、 宝達志水町、中 能登町、穴水町 (家計管理・生 活支援講習会 等事業のみ県 内在住者分は 県の事業対象と して実施) (19/19)	金沢市(1/11)	金沢市、小松 市、白山市 (3/11)		
	18	福 井 県	◎	◎	◎	◎	◎		◎		越前市(1/9)	—	(0/9)	福井市、敦賀 市、小浜市、大 野市、勝山市、 鯖江市、あわら 市、越前市、坂 井市(9/9)	福井市、敦賀 市、小浜市、大 野市、勝山市、 鯖江市、あわら 市、越前市、坂 井市(9/9)	(県の事業対象 に含め実施) (9/9)	福井市、敦賀 市、小浜市、大 野市、鯖江市、 あわら市、越前 市、坂井市 (8/17)	鯖江市、越前 市、坂井市(左 記市以外の県 内の市等在住 者分は県の事 業対象に含め 実施)(17/17)	(0/9)	(0/9)		
	19	山 梨 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		都留市、大月 市(2/13)	—	(0/13)	甲府市、富士吉 田市、都留市、 山梨市、大月 市、韭崎市、南 アルプス市、北 杜市、甲斐市、 笛吹市、上野原 市、甲州市、中 央市(13/13)	甲府市、富士吉 田市、都留市、 山梨市、大月 市、韭崎市、南 アルプス市、北 杜市、甲斐市、 笛吹市、上野原 市、甲州市、中 央市(13/13)	甲府市、富士吉 田市、都留市、 大月市、南アル プス市、上野原 市(6/13)	(県内在住者 分も県の事業 対象に含め実 施)(27/27)	(0/27)	(0/13)	都留市、甲斐 市、笛吹市 (3/13)	
	20	長 野 県	◎	◎	◎	◎				◎		長野市、安曇 野市(2/19)	(0/1)	(0/18)	長野市、松本 市、上田市、岡 谷市、飯田市、 諏訪市、須坂 市、小諸市、伊 那市、中野市、 大町市、飯山 市、茅野市、塩 尻市、佐久市、 千曲市、東御 市、安曇野市 (18/19)	長野市、松本 市、上田市、岡 谷市、飯田市、 諏訪市、須坂 市、小諸市、伊 那市、駒ヶ根 市、中野市、大 町市、飯山市、 茅野市、塩尻 市、佐久市、千 曲市、飯山市、 安曇野市 (19/19)	(0/19)	須坂市、伊那 市、茅野市、千 曲市、白馬村 (5/77)	ひとり親家庭等 生活学習支援 事業の情報交 換事業：市等在 住者分は県の 事業対象に含 め実施、子ども の生活・学習支 援事業：長野 市、須坂市、伊 那市、千曲市 (77/77)	長野市(1/19)	長野市、上田 市、岡谷市、 須坂市、茅野 市、佐久市 (6/19)	

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)																					
			都道府県								市 等										
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンタ ー事 業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活支援 事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育訓 練給付金事業	高等職業訓練促 進給付金等事業					
中部 ブロッ ク	21	岐 阜 県	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	岐阜市、山県 市、飛騨市 (3/21)	岐阜市(1/1)	(0/20)	岐阜市、大垣 市、高山市、多 治見市、関市、 中津川市、美濃 市、瑞浪市、羽 島市、恵那市、 美濃加茂市、土 岐市、各務原 市、可児市、山 県市、瑞穂市、 飛騨市、本巣 市、郡上市、下 呂市、海津市 (21/21)	岐阜市、大垣 市、高山市、多 治見市、関市、 中津川市、美濃 市、瑞浪市、羽 島市、恵那市、 美濃加茂市、土 岐市、各務原 市、可児市、山 県市、瑞穂市、 飛騨市、本巣 市、郡上市、下 呂市、海津市 (21/21)	(県の事業対象 に含め実施) (21/21)	大垣市、恵那 市、下呂市 (3/42)	岐阜市、大垣 市、多治見市、 関市、羽島市、 美濃加茂市、可 児市(左記市以 外の市等在住 者は県の事業 対象として実 施)(42/42)	岐阜市、瑞穂 市(2/21)	大垣市、羽島 市、美濃加茂 市、各務原 市、下呂市 (5/21)
	22	静 岡 県	◎	◎	◎	◎		◎	◎		◎	静岡市、浜松 市、湖西市 (3/23)	静岡市、浜松 市(2/2)	伊東市(1/21)	静岡市、浜松 市、沼津市、熱 海市、三島市、 富士宮市、伊東 市、島田市、富 士市、磐田市、 焼津市、掛川 市、藤枝市、御 殿場市、袋井 市、下田市、裾 野市、湖西市、 伊豆市、御前崎 市、菊川市、伊 豆の国市、牧之 原市(23/23)	静岡市、浜松 市、沼津市、熱 海市、三島市、 富士宮市、伊東 市、島田市、富 士市、磐田市、 焼津市、掛川 市、藤枝市、御 殿場市、袋井 市、下田市、裾 野市、湖西市、 伊豆市、御前崎 市、菊川市、伊 豆の国市、牧之 原市(23/23)	静岡市、浜松市 (2/23)	静岡市、浜松 市、袋井市、湖 西市(左記市以 外の県内在住 町村者分は県 の事業対象とし て実施) (16/35)	静岡市、浜松 市、富士市、湖 西市、沼津市、 島田市、東伊豆 町(左記市町以 外の県内在住 町村者分は県 の事業対象とし て実施) (18/35)	静岡市(1/23)	静岡市、浜松 市、富士市 (3/23)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)																					
			都道府県								市 等										
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンタ ー事 業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口の 強化 事業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活支援 事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育訓 練給付金事業	高等職業訓練促 進給付金等事業					
中部 ブ ロ ッ ク	23	愛 知 県	◎	◎	◎	◎	◎		○	◎	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、春日井市、碧南市、刈谷市、安城市、常滑市、東海市、知多市、岩倉市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市(17/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市(4/4)	半田市(1/34)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あまし、長久手市(38/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、新城市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あまし、長久手市(38/38)	名古屋市、豊橋市、豊田市、一宮市、半田市、碧南市、犬山市、小牧市、知多市、岩倉市、日進市、清須市、みよし市(13/38)	名古屋市、豊橋市、豊田市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、長久手市、美浜町、設楽町(30/54)	名古屋市、豊橋市、瀬戸市、半田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、尾張旭市、高浜市、あまし、長久手市、東浦町(13/54)	名古屋市、一宮市(2/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、安城市、犬山市、小牧市、稲沢市、知多市、知立市、高浜市、岩倉市、愛西市(16/38)	
	24	三 重 県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	鈴鹿市、津市、志摩市、伊賀市、名張市(5/15)	—	(0/15)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市、多気町(15/15)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市、多気町(15/15)	四日市市、鈴鹿市、津市、伊賀市、名張市(5/15)	桑名市、いなべ市、四日市市、津市、名張市、亀山市、尾鷲市、東員町、御浜町(9/29)	桑名市、いなべ市、鈴鹿市、津市、名張市、伊勢市、鳥羽市(情報交換事業のみ県内在住者分は県の事業対象として実施)(29/29)	(0/15)	伊賀市(1/15)	

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

			都道府県										市 等									
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンタ ー事 業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支 援事 業	ひとり 親家 庭等 生活 向 上事 業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活支援 事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業		
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業						母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育訓 練給付金事業	高等職業訓練促 進給付金等事業							
近 畿 ブ ロ ッ ク	25	滋 賀 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大津市、彦根市、近江八幡市、草津市(4/13)	大津市(1/1)	(0/12)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、近江八幡市、野洲市、湖南市、東近江市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	大津市(大津市以外の市等の在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	彦根市、草津市、甲賀市、東近江市(ひとり親家庭等生活支援事業のみ県内在住者分は県の事業対象として実施)(19/19)	甲賀市(1/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市(12/13)		
	26	京 都 府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	京都市、京丹後市、南丹市(3/15)	京都市(1/1)	(0/14)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市(13/15)	京都市、福知山市、宇治市、宮津市、舞鶴市、京丹後市(6/15)	京都市(京都市以外の市等在住者分は府の事業対象に含めて実施)(26/26)	京都市、綾部市、舞鶴市、亀岡市、長岡京市、南丹市(子どもの生活・学習支援事業のみ府内在住者分は府の事業対象として実施)(26/26)	(0/15)	京都市、舞鶴市、八幡市、京田辺市、長岡京市、京丹後市(6/15)		
	27	大 阪 府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、阪南市、島本町(31/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(34/34)	吹田市、茨木市、松原市、藤井寺市(4/27)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(34/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、島本町(31/34)	大阪市、堺市、高槻市、豊中市、枚方市、泉大津市、貝塚市、八尾市、河内長野市、摂津市、藤井寺市、泉南市、島本町(政令・中核市以外在住者分は府の事業対象者に含めて実施)(43/43)	大阪市、堺市、高槻市、豊中市、枚方市、貝塚市、松原市、箕面市、門真市、藤井寺市(政令・中核市以外在住者分は府の事業対象者に含めて実施)(42/43)	大阪市、吹田市、箕面市、門真市(4/34)	大阪市、堺市、高槻市、豊中市、東大阪市、枚方市、池田市、吹田市、富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、大阪狭山市、島本町(19/34)		

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

			都道府県									市 等									
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンタ ー事 業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活支援 事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育訓 練給付金事業	高等職業訓練促 進給付金等事業					
近畿 ブロッ ク	28	兵庫 県	◎	◎	◎	◎		◎	◎		◎	神戸市、豊岡市、加古川市、高砂市、宝塚市(5/29)	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市(5/5)	(0/24)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、高砂市、川西市、三田市、朝来市(13/29)	神戸市、姫路市、明石市、加古川市、高砂市(政令市及び中核市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施(加古川市、高砂市除く)) (39/41)	神戸市、西宮市、明石市(政令市を除き、情報交換事業のみ県内在住者分は県の事業対象として実施) (41/41)	姫路市、明石市、川西市、三田市(4/29)	神戸市、姫路市、西宮市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、丹波篠山市、丹波市、淡路市、宍粟市、加東市(16/29)
	29	奈良 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	奈良市、桜井市、御所市、葛城市(4/13)	奈良市(1/1)	(0/12)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施) (13/13)	奈良市(奈良市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施) (39/39)	奈良市、大和郡山市、生駒市(3/39)	(0/13)	奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、生駒市、香芝市、葛城市(9/13)
	30	和歌 山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	和歌山市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市(5/9)	和歌山市(1/1)	(0/8)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施) (9/9)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施) (30/30)	和歌山市(1/30)	(0/9)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)																					
			都道府県									市 等									
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンター 事業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラム 策定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活支援 事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育訓 練給付金事業	高等職業訓練促 進給付金等事業					
中国 ブロッ ク	31	鳥取県	◎	◎	◎	◎				◎	鳥取市、倉吉市、境港市、若桜町、八頭町(5/17)	(0/1)	(0/16)	鳥取市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、南部町(11/17)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、南部町、伯耆町、日野町、江府町(16/17)	米子市(1/17)	(県の事業対象に含め実施) (19/19)	鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、智頭町、八頭町、北栄町、日野町(8/19)	(0/17)	鳥取市、琴浦町(2/17)	
	32	島根県	◎	◎	◎※	◎※	◎			◎	益田市、出雲市、隠岐の島町(3/19)	(0/1)	(0/18)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町(19/19)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町(19/19)	松江市、浜田市、安来市、雲南市(左記以外の市等在住者は県の事業対象に含め実施) (18/19)	(0/19)	(0/19)	(0/19)		
	33	岡山県	◎	◎	◎	◎	◎			◎	岡山市、倉敷市、津山市(3/18)	岡山市(倉敷市在住者分は県の事業対象に含め実施) (2/2)	(0/16)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、総社市、新見市、瀬戸内市、美作市(9/18)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、総社市、井原市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、美作市、浅口市、(13/18)	岡山市、津山市、玉野市、美作市、新見市(5/18)	倉敷市、津山市、瀬戸内市(3/27)	(0/27)	(0/18)	岡山市、津山市、美作市(3/18)	

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等（平成30年度実績）

			都道府県									市 等									
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンター 事業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラム 策定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活支援 事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育訓 練給付金事業	高等職業訓練促 進給付金等事業					
中国 ブロッ ク	34	広島 県	◎	◎	◎※	◎※	◎				広島市、福山市、呉市 (3/23)	広島市、福山市、呉市(3/3)	(0/20)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、府中町(23/23)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、府中町(23/23)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、三次市、庄原市、東広島市、北広島町、府中市(11/23)	広島市、府中市、三原市、三次市、坂町、世羅町 (6/23)	広島市、福山市、尾道市(広島市、福山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(23/23)	尾道市(1/23)	広島市、福山市、呉市、世羅町、尾道市、三次市、神石高原町(7/23)	
	35	山口 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	下関市(1/14)	下関市(1/1)	(0/13)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町(14/14)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町(14/14)	宇部市(下関市以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/14)	(下関市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(18/19)	(下関市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(18/19)	(0/14)	下関市、宇部市(2/14)	
四国 ブロッ ク	36	徳島 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	阿南市(1/8)	—	(0/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	(県の事業対象に含め実施)(24/24)	(県の事業対象に含め実施)(24/24)	(0/8)	徳島市、鳴門市、阿南市、美馬市(4/8)	
	37	香川 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		さぬき市、東かがわ市(2/8)	高松市(1/1)	(0/7)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、観音寺市、さぬき市、三豊市(4/8)	高松市(高松市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(17/17)	(子どもの生活学習支援事業のみ県の事業対象として実施)(17/17)	高松市(1/8)	高松市、坂出市(2/8)	

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

			都道府県									市 等									
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンタ ー事 業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活支援 事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育訓 練給付金事業	高等職業訓練促 進給付金等事業					
四 国 ブ ロ ッ ク	38	愛媛県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市(1/1)	大洲市(1/10)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市(松山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(20/20)	松山市(松山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(20/20)	(0/11)	松山市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市(5/11)	
	39	高知県	◎	◎	◎	◎	◎			◎	(0/11)	高知市(1/1)	(0/10)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市(高知市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(11/11)	(0/34)	(0/34)	(0/11)	土佐市、土佐清水市(2/11)	
九 州 ブ ロ ッ ク	40	福岡県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	北九州市、福岡市、筑紫野市、春日市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市(8/29)	北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、那珂川市(29/29)	大野城市、糸島市(2/26)	北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、那珂川市(29/29)	北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、小郡市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、那珂川市(29/29)	北九州市、福岡市、久留米市、直方市、飯塚市、福津市、宮若市、嘉麻市、朝倉市(10/29)	北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市、田川市、柳川市、小郡市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、那珂川市、篠栗町、志免町、新宮町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、川崎町(24/60)	福岡市、久留米市、福岡市、久留米市以外の市等在住者分は県の事業に含めて実施)(59/60)	北九州市(1/29)	北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市、八女市、大川市、中間市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、うきは市、嘉麻市、那珂川市(15/29)	

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)																					
			都道府県								市 等										
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ン ター 事 業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支 援 事 業	ひとり 親家 庭等 生活 向 上 事 業	総合 的な 支 援 のた めの 相 談 窓 口 の強 化 事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活支援 事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育訓 練給付金事業	高等職業訓練促 進給付金等事業					
九州 ブ ロ ッ ク	41	佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	佐賀市(1/10)	—	佐賀市(1/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市(10/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市(10/10)	佐賀市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(10/10)	(県の事業対象に含め実施)(20/20)	(県の事業対象に含め実施)(20/20)	(0/10)	佐賀市、武雄市(2/10)	
	42	長崎県	◎	◎	◎	◎	◎			◎	長崎市、五島市(2/14)	長崎市(1/2)	(0/12)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/14)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/14)	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(10/14)	長崎市、島原市、諫早市、大村市、西海市(5/21)	島原市、大村市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、新上五島町(9/21)	(0/14)	平戸市、西海市(2/14)	
	43	熊本県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	熊本市、玉名市、山鹿市、菊池市、阿蘇市、天草市(6/14)	熊本市(1/1)	(0/13)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、阿蘇市、天草市、合志市(12/14)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市(14/14)	熊本市、人吉市、水俣市、玉名市、天草市(5/14)	熊本市、八代市、人吉市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、芦北町、津奈木町(13/45)	(県の事業対象に含め実施)(45/45)	(0/14)	菊池市、宇土市(2/14)	
	44	大分県	◎	◎	◎	◎	◎		○			大分市(1/14)	大分市(1/1)	(0/13)	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市(12/14)	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、津久見市、竹田市(14/14)	大分市、日田市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含めて実施)(14/14)	大分市(1/18)	大分市(1/18)	(0/14)	大分市、由布市(2/14)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

			都道府県									市 等									
			自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
九州ブロック	45	宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎				◎	えびの市(1/9)	宮崎市(1/1)	(0/8)	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市(9/9)	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市(9/9)	宮崎市(宮崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(9/9)	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、えびの市、三股町、高原町、国富町、高鍋町、川南町(12/26)	宮崎市、都城市、延岡市、串間市(4/26)	(0/9)	宮崎市(1/9)
	46	鹿児島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎				阿久根市、薩摩川内市、日置市、曾於市、いちき串木野市(5/21)	鹿児島市(1/1)	(0/20)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、長島町、屋久島町(20/21)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、長島町、屋久島町(21/21)	鹿児島市(鹿児島市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(43/43)	鹿児島市、指宿市、曾於市(3/43)	(0/21)	鹿児島市、出水市、指宿市、姶良市(4/21)	
	47	沖縄県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	那覇市、宜野湾市、浦添市、豊見城市、石垣市(5/11)	(那覇市在住者分は県の事業対象に含めて実施)(1/1)	(0/10)	那覇市、うるま市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市(11/11)	那覇市、うるま市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市、宮古島市(10/11)	那覇市、沖縄市(左記以外の市等在住者分は県の事業に含めて実施)(11/11)	那覇市(那覇市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(41/41)	那覇市、宜野湾市・北谷町(那覇市、宜野湾市・北谷町以外の市等在住者は県の事業対象に含めて実施)(41/41)	(0/11)	那覇市(1/11)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

		都道府県										市 等									
		自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンタ ー事 業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活支援 事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業	
				自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育訓 練給付金事業	高等職業訓練促 進給付金等事業						
都 合 道 計 府 県	◎	47	47	47	47	41	25	26	6	39	平成30年度実施状況										
	○	0	0	0	0	0	0	2	0	1	259 /	69 /	30 /	814 /	827 /	541 /	908 /	939 /	35 /	265 /	
		0	0	0	0	6	22	19	41	7	858	74	784	858	858	858	1741	1741	858	858	
(注)◎…継続して実施、○…令和元年度以降に実施予定、空欄…未実施												30.2%	93.2%	3.8%	94.9%	96.4%	63.1%	52.2%	53.9%	4.1%	30.9%

(注) ◎…継続して実施、○…令和元年度以降に実施予定、空欄…未実施

※ 県内の全市町村で実施している場合は◎

<都道府県を含む実施状況>

平成30年度実施状況									
自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活支援 事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
	母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育訓 練給付金事業	高等職業訓練促 進給付金等事業					
306 /	116 /	30 /	861 /	874 /	582 /	933 /	965 /	41 /	304 /
905	121	784	905	905	905	1788	1788	905	905
33.8%	95.9%	3.8%	95.1%	96.6%	64.3%	52.2%	54.0%	4.5%	33.6%